

会 議 録 目 次

平成15年第12回海田町議会12月定例会（第2日目）

平成15年12月10日（水）午前9時00分開議

日程第1	一 般 質 問	4
日程第2	第51号議案 町道の路線の認定について	2 3
追加日程第1	町道の路線の認定撤回について	3 1
日程第3	第52号議案 特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定について	3 1
日程第4	第53号議案 広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について	3 5
日程第5	第54号議案 広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について	3 6
日程第6	第55号議案 平成15年度海田町一般会計補正予算（第5号）	3 8
日程第7	第56号議案 平成15年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	5 3
日程第8	第57号議案 平成15年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	5 5
日程第9	第58号議案 平成15年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）	5 5
日程第10	発議第10号 「義務教育費国庫負担制度堅持」を求める意見書（案）	5 7
	（閉 会）	5 8

会 議 録 (第 2 号)

- ~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

## 1

15番 住 吉 充  
17番 中 岡 長 一  
20番 前 田 勝 男

16番 佐 中 十九昭  
19番 加 藤 公

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員（1名）

18番 国 岡 光 明

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 町 長             | 山 岡 寛 次   |
| 助 役             | 松 岡 修 士   |
| 収 入 役           | 正 木 洋     |
| 企 画 部 長         | 中 野 潔     |
| 総 務 部 長         | 上 條 正 弘   |
| 福 祉 保 建 部 長     | 富 田 征     |
| 建 設 部 長         | 池 乃 本 和 弘 |
| 参 事（福祉保健担当）     | 因 幡 忠 志   |
| 企 画 課 長         | 永 海 房 雄   |
| 広 域 行 政 推 進 課 長 | 木 原 晴 彦   |
| 財 政 課 長         | 内 田 和 彦   |
| 総 務 課 長         | 久 保 伸 一   |
| 地 域 振 興 課 長     | 植 野 敏 彦   |
| 税 務 課 長         | 畝 光 美     |
| 住 民 課 長         | 上 村 直 樹   |
| 福 祉 課 長         | 貝 原 陽 子   |
| 高 齢 福 祉 課 長     | 青 木 基 秀   |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 臼 井 真     |
| 監 理 課 長         | 因 幡 貞 男   |
| 建 設 課 長         | 児 玉 正 克   |
| 都 市 整 備 課 長     | 朝 倉 登 司 雄 |
| 教 育 長           | 李 木 義 夫   |

教 育 部 長 山 本 義 彦  
学 校 教 育 課 長 河 原 毅  
社 会 教 育 課 長 佐 々 木 正 子  
上 下 水 道 部 長 木 原 正 博  
庶 務 課 長 新 浜 憲 治

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のために議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 園 山 純  
主 査 濱 吉 計 守  
主 査 中 下 義 博

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程（第2号）

日程第1 一 般 質 問

日程第2 第51号議案 町道の路線の認定について

追加日程第1 町道の路線の認定撤回について

日程第3 第52号議案 特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定について

日程第4 第53号議案 広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について

日程第5 第54号議案 広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について

日程第6 第55号議案 平成15年度海田町一般会計補正予算（第5号）

日程第7 第56号議案 平成15年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第8 第57号議案 平成15年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第9 第58号議案 平成15年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第10 発議第10号 「義務教育費国庫負担制度堅持」を求める意見書（案）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（前田）皆さん、おはようございます。本日は早朝よりご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は19名です。定足数に達しておりますので、本会議を再開いたし

ます。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第10に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（前田）日程第1、一般質問を続行いたします。4番、岡田君。

○4番（岡田）おはようございます。4番、岡田です。

まず、乳幼児医療費の無料化についてお尋ねいたします。この問題はずっと取り上げてきておるんですけども、以前かたくなに、できないということだったんですけども、このたび、19年6カ月ぶりですか、町長がかわられまして、そして7,000幾らというふうな大量な得票をとられたんですけども、やはり当面海田町単独でいくんだというふうな姿勢を町民の方が支持されたと思うんです。それによりまして、やはりそういうふうだったならば、海田町で新たな施策、そういうふうなのが町長にはもちろんおありだと思うんですけども、そういうことも含めて質問いたしますので、ひとつよろしく願いいたします。乳幼児医療費の就学前までの無料化について質問をいたします。広島市は今年の10月から乳幼児の入院の医療を就学前まで無料にすることを決めています。また、廿日市町、そして近隣の府中町、熊野町では既に実施しております。海田町でも実施すべきだと議会で何度も質問し、実行を迫ってきました。町長は今回の行政報告の中で、海田町に住んでよかったと実感のできる魅力あるまちづくりを進めると発言をされております。広島県の乳幼児医療費の助成制度は通院2歳、入院3歳までが無料化となっており、全国的にも大変おくれております。海田町は今までかたくなに広島県に準じて、おくれたままの制度を続けてきました。乳幼児を抱える親たちがお金を気にせず安心して病院に行き、子どもの治療が受けられるということは、とりもなおさず、海田町に住んでよかった、こういうふうに言えるのではないのでしょうか。この制度は少子化対策にもつながり、長い目で見れば、海田町の発展にもつながることです。予算も数百万円程度で実現できるはずです。この際、子どもたちの健やかな成長に町として手助けをしてはいかがでしょうか。町長がご英断をされ、実行されてはどうですか、町長にお尋ねするものでございます。

2番目に、町内巡回バスについてお伺いいたします。私たちの大先輩の奥村議員から町に実現を求めてまいりました町内巡回バスについて質問をいたします。坂町や府中町では町内巡回バスを走らせ、交通手段を持たないお年寄りや障害者、子どもたちに大い

に歓迎されております。海田市を中心に、役場や公共施設に行くのに直通のバスがありません。自転車や自動車、バイクなどに乗れる人にとって問題はありませんが、交通手段を持たない人たちは役場に行くのでさえタクシーを利用されているのが現状です。低料金でだれでも安心して乗れ、環境に優しく、町内どこでも短時間に行け、障害者やお年寄りに配慮したバスを海田町独自で運行するお考えはないかをお尋ねいたします。

3番目に、駅前駐輪場について。駅前の駐輪場は昨年の4月から町に移管になりました。1つ目、自転車自治会の会計報告では大きな黒字があるとのことですが、黒字は幾らか把握されているのか、お尋ねいたします。2番目に、駐輪場の黒字は町有地を利用して生み出されたものであり、そこで生み出された利益はどういう形で利益処分をされるのか、お尋ねいたします。3番目に、町に移管されたわけですから、黒字も引き継ぎ、町民のために有効に使うべきだと考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

次に、騒音、振動、大気汚染のないまちづくりについてお伺いいたします。海田町は国道の交通量が非常に多く、騒音や悪臭、大気汚染が問題になっています。特に大正町の交差点、海田小学校付近は、民間で調査した結果、空気が汚れているという報告も出ております。住みよい海田町にするためには、環境問題の専門家や住民などの協力を得て町独自の環境対策を講じるべきではありませんか、町長にお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。昨日に引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、岡田議員の乳幼児医療費の就学前までの無料化についての質問にお答えいたします。乳幼児医療費助成制度につきましては、これまで県の助成制度に準じて実施してまいりましたが、周辺自治体では昨年からの拡充が進んでいる状況でございます。県内の各団体の動きや県の助成制度の拡充に向けての状況なども見きわめて検討してみたいと思っております。

次に、町内循環バスの導入についてのご質問にお答えいたしますが、交通不便地区の住民の移動手段を確保するとともに、高齢者など交通弱者の社会参加を中心とした公共施設や医療機関などへの利便性を確保するため、いわゆるコミュニティーバスとして循環バスの運行については、県内では廿日市市が13年度から、府中町が本年度から実施しております。こうした町内循環バス運行については地域住民の要望が高いことから、この事業に取り組んでおられる自治体の実施状況を参考にしながら、1、既存のバス路線

との整合性、2、最適なバスルート、3、住民の利用意向、4、運行時間帯、5、運行回数、6、利用者予測、7、利用者料金、8、収支予測、9、実施方法、などの実現可能性について検討をしてみたいと思っております。

続きまして、駅前駐輪場についてのご質問にお答えいたします。まず、1点目の剰余金の額の把握についてでございますが、新聞報道にもありましたように、3,000万円程度の剰余金があると聞いております。次に、ご質問の2点目及び3点目についてでございますが、まずは私自身が会長と直接お会いして解決の方策を見出していきたいと、こういうふうに考えております。

次に、環境問題についての質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、海田町は交通量の多い国道や県道を抱え、その通過車両の影響と思われる騒音や大気汚染が以前から問題となっております。ただし、国の自動車に対する排気ガス規制の強化等の対策により、ピーク時よりかなり改善をされております。県が大気汚染の定点観測をしております海田高校におきましても、平成14年度は自動車排気ガスの影響の大きい窒素酸化物や硫黄酸化物の項目において環境基準をクリアしている状況でございます。町独自の環境対策を講じることについてでございますが、移動発生源である自動車による大気汚染等の環境対策は、広域的な課題として県あるいは国が中心となって取り組む問題であると思いますので、今後も県との連携を強化し、環境状況の把握に努めていきたいと考えております。

○議長（前田）岡田君。

○4番（岡田）1点目の医療費の無料化なんですけれども、検討されるということで前向きな答弁なんですけれども、やはり昨日は発言がなかった。今までは、海田は東部の拠点都市だとずっと言われてきておるんですけれども、東部の拠点の都市だったら、やはりそれだけの、周辺の市町村よりも1歩、2歩3歩とは言いませんけれども、1歩ぐらい進んだ施策をどんどんやらないと、それこそ拠点都市だと言いながら、どんどんおくれていくというふうな状況になりかねんと思うんです。例えば、けさの新聞に出ておりましたけれども、府中町には大きなダイヤモンドシティ・ソレイユができて、物すごく、人を募集したら、かなりの人が行ったと。坂町には来年の4月ですか、大きなやはり複合の商業施設ができると。そういうふうなことで、海田町はこの間に挟まれるというのか、地形的には物すごく有利なだけけれども、それを利用しないで、余り発展しない、そういうふうな感じが否めないんですが、せっかく海田町の人材は、今まで海田町独自で

町政をやっていこうというふうな方針の町長を支持したわけですから、やはりそういう面で町民の方にとって本当に海田町に住んでよかったと、こういうふうな施策をぜひとも乳幼児の医療費問題でも巡回バスの問題でも、やはり巡回バスでも今、坂町とか府中町やなんかはノンステップバスですか、ああいうふうなのをどんどん導入していますよね。そういうふうな、どんどん前向きな方針でやっていってもらいたいと思うんですけれども。

それで、自転車自治会のことなんですけれども、いろいろ以前にもずっとほかの議員さんがこういう質問をされておるんですけれども、この剰余金が2,000万、3,000万と、6,000万とかいうふうなことも書かれておるんですけれども、それがどういうふうな活用にするのか。会長さんは、前の宗平さんは寄附をされておる。寄附をするというても、町かどこかはわからないけれども、寄附をされるというふうな意向があったと言われておるんですけれども、これをもう少し、以前の加藤町長も直接話し合っただったんですけれども、ああいうふうな形で辞職をされたんですけれども、その後、今度、山岡町長も話し合いをされるというんですけれども、僕はやはり早期に、できればいつまで、難しいでしょうけれども、いつぐらいまでをめどにというふうなことをお願いいたします。それと、そこで出た利益、いろいろ問題はあるんでしょうけれども、町有地を使って出た利益、これをやはり町民、自転車利用の方に還元するのもあるでしょうし、町として他の施策に使うというふうな手もありましょうから、その辺のところのお考えをお願いいたします。

それと、大気汚染なんですけれども、確かに以前に比べてきれいになっておるといっても、数値が下がっただけで、やはりまだ汚れておるんですね。大変汚れておるといふような状況ではないんですけれども。それで今、あそこの東広バイパスで、あれは寺迫になるんですか、上の方に高架橋がずっとできておるんですけれども、大体高架橋が完成して、交通量がある程度多くなると思うんですけれども、その下の周辺の住民の方、かなりどこの調査でも全国的にも高架橋の下というのはああいうふうな汚染の度合いが高くなるというふうな調査がまあまあ出ておるんですけれども、やはりあそこは以前はそういうふうな道がなかったところですから、そういうふうな汚染の度合いが高くなるということは予想されるので、町独自ではなかなか難しいというふうな答弁だったんですけれども、やはり県とでもタイアップしてでも、定期的にでも、特に新しいところ、道路がなかったところに道路ができて、汚染がどういうふうになるのか、そういうふうなの

もやはりちゃんと調査をするようにお願いいたします。以上、答弁をお願いします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今、岡田議員の質問でございますが、最初の医療費の問題でございますが、現在、他町村の例も挙げてみられたんですが、その数値とか金額とかの問題もあわせて検討させておりますので、その数字が出て、海田町にしましなきゃいけないことは端からやっていきたい、こういうふうに思っております。

それから、自転車の件でございますが、昨日も答弁いたしましたように、宗平会長のところには就任以来1度、留守じゃったんですが、あいさつに行っておりますが、改めて、議会が終わったら、近いうちにひとつ話しに行きたい、こういうふうに思います。それと、利用目的につきましては、今までの経過もあると思いますので、そこらもよくお聞きしてから、こちらの方の考えを述べさせていただきたい、こういうふうに思っております。

次に、大気汚染の件でございますが、東広バイパスができたとか、国道2号線の問題もかなり県としても重要地区としての監視をいただいておりますので、それらをあわせて、海田町にできるものは海田町でもある程度の力を注いでいきたい、こういうふうに思っております。

○議長（前田）次、5番、西田君。

○5番（西田）5番、西田です。大きく6点について質問させていただきます。

1点目、合併の必要性について。海田町の日常生活圏は行政区域の枠を超えて広がり、広島市とは実質的に1つの都市としての様相を呈していると言われております。また、教育及び福祉、医療など、多様化する住民ニーズへの的確な対応が求められております。このようなことから、広島市との合併の必要性をどのように考えられているのか、お尋ねします。

2点目、合併の判断について。町長は、広島市の財政難から、合併は時期尚早とされ、来年2月に広島市財政健全化計画が出されることを待って市の財政状況を見きわめると言われております。合併の判断について次の点をお尋ねします。

1、来年に出される広島市財政健全化計画は合併を考える上で重要度はどの程度か、お尋ねします。

2点目、合併するための判断の具体的な基準は何か、お尋ねします。

3点目、合併先が変わることの判断基準はどのようになるのか、お尋ねします。

次に、3点目、合併法定協議会についてお尋ねします。現在の合併にかかわる法定協議会の扱いはどうするのか、また、今後の予定はどのようなになっているのか、お尋ねします。

4つ目、住民投票について、町長は最終的には住民投票を行って合併の可否を判断するとありますが、住民投票するには投票条例を制定する必要があり、投票範囲などはどのように考えているのか、お尋ねします。また、投票に当たっては住民に対して合併条件など、説明が必要と考えますが、その条件や説明のためのスケジュールはどのようなになっているのか、お尋ねします。

次に、5点目、合併条件について。住民投票で合併が採択された場合、次の点をお尋ねします。

1、合併時期を平成16年4月1日とした合併建設計画を含めた合併条件はどのように扱うのか、お尋ねします。

2点目、調印された合併条件が白紙に戻った場合の再度提案される具体的な条件はどのようなものか、お尋ねします。

最後に、6点目でございます。行財政改革について。町長は、無理・むだのない行財政改革を進めたいと言われています。そこで、本町の財政を見ますと、地方交付税の減少とともに、物件費や補助費などのその他の経費は上昇の傾向にあります。また、10年前に比べ、借金に当たる町債残高は倍近くになり、反面、貯金に当たる財政調整基金は半分近くに減少しています。さらに、10年後は高齢化が進み、主たる自主財源である町税の減少が考えられます。以上のことから、今後は財政的に厳しいものがあると考えられ、行政の運営に対し、次の点をお尋ねします。

1、行財政の高効率化を図る意味で合併が必要と考えられますが、どうされるのか、お尋ねします。

2、当面、歳入の増が期待できず、歳出は国の補助金や県事業負担金などの減少に伴う投資的経費の縮小などを考えれば、小さな行政を目指す行財政改革が必要と考えられます。小さな行政を目指す考えはどうか、また、無理・むだのない具体的な行財政改革はどのようなものか、お尋ねします。

また、行政の運営に当たり、非営利団体との連携も必要になると思いますが、どのように考えられるか、お尋ねします。以上です。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）西田議員の合併の必要性についてのご質問にお答えいたします。

地方分権が実行段階を迎える中、高度で専門性の高い各種の行政需要に的確に対応していくためには、今後ますます厳しい財政状況になることが予想されます。これらの課題を解決するためには自治体の行財政基盤の充実が必要であり、合併は1つの手段として必要であると考えております。

次に、合併の判断についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の広島市の財政健全化計画は合併を考える上での重要度はどの程度かのご質問ですが、市の今後の財政運営や財政状況を考慮することは、合併後の町民の生活やまちづくりにかかわる問題として重要なことであると考えております。

次に、2点目の、合併するための判断の具体的な基準は何かとのご質問ですが、住民福祉の向上、まちづくりの推進が重要であると考えております。

次に、3点目の合併先が変わることの判断基準はどのようになるかとの質問でございますが、合併先のいかににかかわらず、住民福祉の向上、まちづくりの推進が重要であるということは変わりないと考えております。

続きまして、合併法定協議会についての質問でございますが、合併協議会の取り扱いについてでございますが、協議会としては、合併協定書の調印も終え、協議会の役目を果たしていると考えております。今後につきましては市と協議をしたいと考えております。

続きまして、住民投票についてのご質問にお答えします。住民投票の具体的内容につきましては、これから他の事例等を調査・研究したいと考えております。また、スケジュールにつきましてもこれから考えていきたいと思っております。

続きまして、合併条件についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の現在の合併建設計画の扱いでございますが、先ほどお答えしましたように、合併協定書は白紙に戻りましたので、改めて広島市と協議を行い、その協議が調ったものを住民の方にお示しをして住民投票を行うこととなります。

次に、2点目の合併の再提案の具体的条件でございますが、住民の福祉の向上とまちづくりの推進という観点から考えていく必要があると思っております。

続きまして、行財政改革についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の行財政の効率化を考えると、合併が必要であるとのご質問でございますが、先ほどお答えしましたように、行財政効率化のための1つの有効な手段であると

考えております。

次に、2点目の小さな行政を目指す考えにつきましては、ご指摘のように、ここ10年間で財政状況が大きく変わり、財政的にも厳しい状況になっております。限られた財源を有効に活用し、住民福祉の低下やまちづくりの停滞を招かないよう財政改革に取り組んでいきたいと考えております。財政改革に当たりましては、やはり職員一人一人が現在の財政状況を十分に認識し、最小の経費で最大の効果を上げるという行政運営の基本に立ち戻り、内部経費の節減をはじめ、事務事業の見直しについては全庁挙げて取り組んでいく必要があると考えております。また、行財政改革におきましても、行政組織の見直し及び職員数の抑制を図りつつ、職員配置の見直し等を検討しているところでございます。これから行政改革の実施計画や財政健全化計画の見直しを図る中で無理・むだのない具体的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の非営利団体との連携についてでございますが、既に町政の運営に際しましては、非営利団体であります自治会や各種ボランティア団体には協力いただいております。その必要性、重要性につきましては十分認識をしております。今後も引き続き非営利の団体の皆様と連携を深めながら町政を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）それでは、再質問をさせていただきます。

まず1つ、合併の必要性についてのことなんですが、最近の報道等を見ますと、国等はどんどんと地方分権の推進、その1つの方法として合併特例法というのを定めて進めてきていると思います。その中で今年の11月13日に地方制度調査会は、特例法の平成17年3月期限後の合併推進策としての新法を最終答申しております。この新法は来年の通常国会に提出されるということになっているようです。地方分権の推進のための三位一体といったものも並行して検討されているような状況にあります。このような中、国の制度がどんどんと整備され、町としてはどのように対処されるのか、お伺いします。

また、地方分権を実現するには、これはホームページに研究会というので載ってあったのですが、受益と負担がキーワードであると、こう書かれておりました。今回の広島市との合併は負担水準を少しでも調整するという観点からも必要と考えますが、それに対してお考えをお尋ねします。

2つ目、合併の判断についてですが、これはあくまでも想定ですが、他町と足並みが

そろった合併になった場合にはどのようなになるのか、お尋ねします。

3 目、合併法定協議会なんですが、調印された内容を……。法定協議会は役目を果たしたと言われたんですかね。ですよね、確か。それで、昨日もあったと思いますが、中岡議員の方にもそのような答弁がなされておるとしていますが、いつ広島市と協議に入られるのか、ある程度のめどがあるんじゃないかと思うんですが、それをお伺いします。

4 目、住民投票についてですが、住民投票がおくれれば、社会情勢等、先ほど合併の必要性の中で申し上げたんですが、そういったものが大きく変わり、法的な拘束力を持たない住民投票は大きな意味をなさなくなる可能性も考えられると思います。その場合、どうするのか、お尋ねしたいと思います。

それから、2 点目として、これからも合併に関する住民投票条例は並行して早々にその作業に入ってもいいのではないかと考えますが、さらに来年の3月の定例会にその素案を提示するぐらいのスピードで検討されてもいいのではないかと考えますが、その点、どのようにお考えになるか、お尋ねします。

5 点目、合併条件について。今まで積み上げてきた交渉条件や広島市との比較資料もあるので、早々に住民の方々の参加による検討委員会等を実施されてはどうか、お尋ねします。

それから、6 点目です。行財政改革の再質問です。国や県の財政悪化がもたらす本町への影響は具体的にどのようなものがあるのか、お尋ねします。それから、これは昨日説明がありましたように、平成16年、17年の予算規模はどの程度が想定できるのか、お尋ねします。また、財政的に厳しくなる18年度以降の財政規模はどの程度減少し、それは平常年の何%ぐらいになるか、お尋ねいたします。以上、再質問いたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今、西田議員の再質問でございますが、国と県の指導により、合併問題は三位一体とか国の行政改革の一端として上からおりてくるものでございまして、それらにつきましては今後、国・県の動向を見まして判断をさせていただきたい、こういうように思っております。

次に、広島市との合併については、昨日以来皆さんに回答していることと全く変わった意味はありません。

他町との合併問題でございますが、これも、同じ町村としましても、それぞれ地域性もございまして、その話し合いの場もまだ1回も持っておりませんので、あわせてそう

いう機会があれば、ぜひ話し合いをしながら他町村との関係を考えていきたい、こういうように思っております。

法定協議会での協議の日程でございますが、これは昨日中岡議員に答弁したとおりでございますが、その他の市との協議につきましては、先ほど申しあげましたように、日にちの日程はしておりませんけれども、早いうちにでもまたやる機会は持っております。

それから、住民投票の問題でございますが、これらも昨日来答弁していますように、まだ何も、私が町長に就任して日が浅いものですから、資料面につきましてもいろいろまだ検討材料がございませんので、それをあわせて検討して早期にこういうプロジェクトチームとか検討委員会をつくって考えていきたいと、こういうように思っております。それによつての判断を私がするというところでございます。

それから、条例の件でございますが、これは必ず条例がないとできないものでございますので、それは制定をいたします。

次に、条件面でございますが、今まで協議された条件を、より一層海田町民のためになるような条件を提示しながら交渉するという気構えを持っております。

予算の件につきましては、まだ16年度の予算、15年度が実行中でございますので、あわせて年度内の早いうちにあらゆる予算の査定とかヒアリングをしながら新しい予算に取り組んでいきたい、こういうように思っております。

抜けたところがあったら言ってください。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）財政問題の件でございますけれども、国あるいは県の状況悪化に伴つてどのような影響があるかということなんですけれども、国におきましては経済財政諮問会議の中でいろいろ検討されております。国の方針関係は恐らく今月いっぱいには確定されまして、1月20日以降、県下市町村の財政関係課長等の会議があります。市町村の予算編成会議があります。その中で明らかになってくるものと思っております。それを踏まえて最終的な16年度予算の編成をしていきたいと考えております。それから、17年度、18年度以降のどういう状況かにつきましては、現在と同じような投資的経費については確保することが非常に難しい状況でなかろうかと思っております。今後、財政健全化計画を進める中でそれらの件についても十分検討していきたいというように考えております。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）再々質問なんですが、今回の場合、住民投票がキーになると思うんです、海田町を左右するのは。その住民投票をするに当たって、今までいろんな資料をかなりつくられていますよね。積み上げられています。そのすべてが、今の新町長の意見に沿うものではないかとは思いますが、沿うものもあると思うんです。そういう意味でどんどんと前出しされて、町民の方に早目に理解していただくというのは重要なことだと思うんです。というのは、先ほど必要性のところでは言いましたように、どんどんと国はやってきているわけです。法の枠をかけられてきて、身動きがとれない状態で住民投票、非常に重要なことなんです、その住民投票をやって大きな意味を持たさないといけない状況にあるにもかかわらず、その枠によって薄められてしまうようなことが起きてもまずいと思いますし、それから、この合併に関しては一応特例法の平成17年3月31日の期限がやっぱりある程度ターニングポイントになると思いますので、やっぱりそこをきちっとにらんだ上で計画は立てられた方がいいと思うんですが、その点、どのように考えられるかということです。

それと、条例の制定に関しては、並行して、3月の定例議会で素案が提案できるような形のものをどんどんと計画されてもいいかと思いますが、それに対してのお考えを再度お尋ねします。

最後、行財政改革のところなんです、私も調査させてもらったんですが、海田町の人口推計なんかでも、第3次基本計画の中にも書かれておりましたが、現時点で高齢化率13.何がしか、2010年には16.何がしですね。私がちょっと計算してみますと、計算すると同時に資料を見せていただいた中で、10年以降には高齢化率が20ぐらいになるようなことになっているんですよね。15歳から64歳の範囲が60%ぐらいになるような状況で、それらを考慮すれば、町民税も非常少なく、それは給料が上がれば別ですが、少なくなるような傾向はかなりあると思うんです。だから、収入が減の傾向の中に、それは景気ですから、アップダウンはあると思いますが、傾向的にはやっぱり下がる方向にはあると思います。そういった意味から、それを踏まえて、やはり今から、先ほど言われましたように、無理・むだのない、これをきっちり進めていただかないといけないと思いますし、そこら辺をやっぱり早目に情報を皆様に公開していただいて、我々もそうですが、住民の方にも公開していただいて理解していただく中でやはりまちづくりというものを早々に素案を築き上げていかないといけないと思いますので、その点についてお尋ねします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）住民投票の資料の件でございますが、私自身まだ全然そういうことを見ておりませんし、早急にそれは議会が終わったらいろいろと、他町のいろんな例もございますので、見せていただきながら検討を進めてまいりたいと、こういうように思っております。

条例の件も、これも同じ方向でするものでございますので、あわせて検討に入りたいと、こういうように思っております。

海田人口の推計の件でございますが、経済情勢は大体10年スパン、5年スパンでやるんですが、大体3年ぐらいに見直すというのがあるわけございまして、そこらを含めて、海田町を人口の増えるまちにするということをモットーに、いろんな企業誘致も含めてまた改めて活性化のために頑張りたいと、こういうように思っております。よろしくをお願いします。情報公開の問題でございますが、これも、できるものは早く広報等を通じて皆さんに公表していきたい、議会の皆さんにも早く出して皆さんと一緒にこの問題に取り組んでいきたい、こういうふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（前田）西田君。

○5番（西田）最後にしたいと思うんですが、今回の場合は住民投票がやはりキーになりますので、その投票条例の早目の制定とその投票に向けての準備を行っていただきたいと、これは要望として、よろしくお願いします。

○議長（前田）3番、三宅君。

○3番（三宅）3番、三宅総一郎です。昨日来何度も質問が出ておりますので、何回にもなりますけれども、いま一度質問をいたします。

第1点目は町内循環バスの導入について。11月17日の新聞報道、山岡新町長の話の中で、町内循環バス導入により福祉政策を充実させたいとありました。私は大いに共鳴し、また、今、循環バスはブームを呼んでおります。そこで、海田町循環バス実験運行計画（案）をつくってはどうかと考えます。1つ、目的、2つ、バスルート、3つ、バス停、4つ、導入時期、5つ、導入車両、6つ、利用者運賃、7つ、運行時間帯、8つ、運行回数、以上8項目とバス導入の収支計画並びに予算はどれぐらい要するのか、あわせて計画を立ててみたらと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目は、広島市と海田町の財政状況についてです。これだけ激論が交わされながら、広島市の財政状況はいまだに詳細がかいた広報を通じて海田町民に知らされていない。

町民が知っているのはテレビや新聞の要点をまとめた報道だけである。広島市の7月の中期財政収支見通し、あるいは11月の次期財政健全化計画（素案）をもとに早急に詳しく町民に知らせるべきであると考えますが、いかがでしょうか。また、今後5年間の海田町の財政状況も町民に広報で知らすべきだと考えますが、どうでしょうか。

3点目は、町活性化委員会（仮称）についてであります。11月18日の中国新聞報道の中で「各種団体などで構成する町活性化委員会（仮称）をつくり」と町長の発言がありました。具体的にどのようなものになるのか、委員会は何人ぐらいで、期間はどれぐらいで、どのようにまとめていくのか、また、今までの836億の建設計画、あるいは3次海田町総合基本計画との絡みはどうするのか、考えをお聞きいたします。よろしく願います。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）三宅議員の質問にお答えいたします。

町内循環バスの導入につきましてのご質問でございますが、先ほど岡田議員からの質問にお答えしましたとおり、循環バスの導入に備えた実験運行にかかわる計画案の策定についての提案につきましては、他の自治体の実施状況を参考に、既存のバス路線との整合性や最適なバスルートなど、循環バスの実現可能性について検討したいと考えております。

続きまして、広島市との海田町の財政状況についてのご質問にお答えいたします。広島市と海田町の財政状況につきましては、住吉議員にもお答えしておりますように、広島市の財政状況を町の広報紙で知らせることは、その必要があると判断したとき、広島市とも協議をしながら対応していきたいと考えております。次に、海田町の財政状況の公表であります。地方自治法第243条の3第1項では「地方公共団体の長は、毎年2回以上、歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。」と規定しており、これまでもこの規定に基づき広報で公表を行っているところでございます。ご質問は、今後の中期的な財政見通しの公表ということであろうと思いますが、現在、実施計画と財政健全化計画の見直しを進めておりますので、必要に応じて広報や本町のホームページを活用しながら情報の提供を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、町活性化委員会についてのご質問にお答えいたします。この委員会につきましては、今後のまちづくりや行政運営のあり方について話し合いの場が必要でない

かということで、選挙中に訴えてきたものでございます。基本的には、各界各層の方々にメンバーになっていただいて検討していただきたいと考えております。具体的内容につきましては今後検討していくことになりますが、ご指摘の第3次海田町総合基本計画に掲げた事業につきましても、その中で意見をいただくこととなると思っております。

○議長（前田）三宅君。

○3番（三宅）再質問をさせていただきます。1点目の町内巡回バスの導入について。これは今、府中町、それから坂町が試験運転をやっております。それで、府中町に行って、総務課に行って実際に話を聞いてまいりました。あるいは、廿日市が先進地で、大分、よく廿日市にも行くんですけれども、よく回って、色もいいですし、好評のような感じなので、廿日市の交通政策室というのがあるんです。そこで資料を、「廿日市循環バス さくらバス」の概要というのをもらってまいりました。そこで、今も答弁もありますけれども、非常にいいことだと思いますので、具体的に取組んでいただきたいという感が非常に強いわけなんですけれども、この廿日市の資料を見ますと、言いましたように、実験運行計画というのがまず最初じゃないかと思います。それで、廿日市の場合はバス検討委員会というのを設置して、それですっと煮詰めていって、実際に今は本運行ということになっておりますので、まずは実験運行計画、これは府中町の方で案をつくってやって今、試験運転、実験運転ということで案をつくって、それでバスの検討委員会の設置、これは行政、役場、議会、それから民間からもやっぱりルートとかいろいろ要望を聞かなければならないと思いますので、バスの検討委員会の設置というところまで踏み込んでという考えも今持っておりますというところまでいかがかどうかと思います。

それから、2点目のところなんですけれども、私の趣旨は大きく2つというところなんです。7月31日に市の中期財政収支見通し、これが出ました。先般、次期財政健全化計画の素案、これが11月上旬に出ております。この中期財政収支見通しが新聞で記事が日経とか毎日とか中国とかに出ましたけれども、この中期財政収支見通しというのは32ページもあるわけです。この新聞の記事の少しの記事だけで皆さん判断しているということなので、32ページ、全部が全部というわけにはいきませんが、これもやっぱりもっと詳しく町民の皆さんに知らせる必要があるのではないかと。次期財政健全化計画も、これも、仮ですけれども、14ページももう出ておりますので、これをやはり町民の皆さんが知ること、これを私は直接市役所に行って、もらってきたんですけれども、知るすべがないわけです。新聞とか報道だけしかすべがないということで、や

っぱり公にということになりますと広報を通じてということになろうかと思しますので、この辺も詳しく広報で判断材料というのを逐次知らせていくべきで、広報ではどうかと考えます。

それから、3点目の町活性化委員会についてということなので、これは合併いかににかかわらず、やっぱり住民の皆さんに満遍なく入っていただいて、煮詰めて、いいもの、特に言いますのは、町長の持論で、今回も建設計画ができましたけれども、夢のある建設計画というものを言う中で煮詰めていかなきゃいけないと思うんですけれども、ここに1つの建設計画ですけれども、煮詰めた例といいますか、西東京市、これは13年1月21日の合併で589億の建設計画の中なんですけれども、この中の項目、ハードが中心なんですけれども、ソフトの面でも非常に気配りがしてあるということなんです。福祉政策とか学校とか、例えばこの中で病児保育室の設立とか、保育園改修工事とか、家庭支援センターの建設とか、障害者の福祉センターの整備、あるいは高齢者・障害者向けの住宅の確保とか、痴呆症高齢者グループホーム、それからグリーンバンクの設立とか、コミュニティーバスも入っておりますし、何よりも、項目としてこの建設計画の中に「市民が参加する活力あるまち」という中で、非営利団体の協働及び支援とか、市民参加の推進と情報の公開、この辺まで踏み込んで予算がとってあるんです。やっぱりよくよく煮詰めて、時間もとってあるんでしょうけれども、ここまで踏み込んだ建設計画の項目になっている。町長の言われる夢のある合併というのは、この辺まで踏み込んだもの、合併いかににかかわらず、やっぱりこういった項目もどんどん煮詰めていってということなんですけれども、以上3点、私の思いはそういうところに、重複しておりますけれども、ありますので、もう1度答弁をお願いします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）三宅議員のバスの件でございますが、私は既に町部局の方で、どの課がこれを受け持ったらいいのか、周辺のバスの運行状況を踏まえて調査をするように指示を出しております。改めて廿日市とか坂町とか、今、府中の資料もぼつぼつ入ってきますので、それらを検討しながらこの問題について対処していきたい、こういうふうに思っております。

それから、広島市と海田町の財政問題でございますが、三宅議員がおっしゃるように、町民にわかりやすい広報、たくさん数を出せばいいというものでもございませんので、あわせてそれも考えて、よく検討しながら、その情報を町民にわかりやすくするために

はどうしたらいいかということも考えながら広報をやっていききたい、こういうふうに思っております。

活性化委員会の問題でございますが、改めて建設計画の見直し案を含めて、町内の有識者を含めての活性化委員会をつくって検討していきたい。人数の点につきましても、先発的にいろいろ町内の方を今から選考させていただいて、了解をいただきながら進めてまいりたい、こういうふうと考えております。

○議長（前田） それでは、19番、加藤君。

○19番（加藤） 住民投票実施についてですが、これは実施時期判断についてというのが正規かもわかりません。11月18日の中国新聞記事によると「住民投票はいつ実施しますか」との問いに対し「市がまとめている次期財政健全化計画や公共事業見直し委員会の報告書は判断材料の1つになる。さらに、町民の意識調査、まちづくりの意見、他都市の住民投票状況を研究して実施時期を判断したい」と答えておられますが、合併特例法は17年3月末日で切れるということを町長は判断材料の中に入れておられますか、お伺いいたします。以上です。

○議長（前田） 町長。

○町長（山岡） 加藤議員の住民投票の実施時期についての質問にお答えいたします。昨日来、この問題につきましては何人かの議員の皆さんに答弁をしておりますが、住民投票の実施時期につきましては広島市の財政健全化計画や海田町の財政状況を考慮し、その時期を検討していきたいと、こういうふうと考えておりますので、よろしく願います。

○議長（前田） 加藤君。

○19番（加藤） ちょっと私が質問したのは、特例法が切れるということを頭に入れての判断かということでございますので、もう一つ。

○議長（前田） 町長。

○町長（山岡） 昨日もこの件につきまして、特例法の問題も含めて答弁したつもりでございますが、現在の広島市の状況も、昨日のテレビ、新聞を通じましても、かなり変動があり、まだどういうふうになるかわからない状況でございますので、それを含めて判断材料にしてこの17年3月の合併に向けての考えを検討していきたい、こういうふうと考えております。よろしく願います。

○議長（前田） 2番、三浦君。

○ 2 番（三浦）失礼します。多田議員をはじめ、先輩議員の皆様が質問されて、多くの質問の内容が重複すると思います。新人なので、愚問もあろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

まず、というよりも、海田町内中学校生徒の進路問題を大きく、あまりにも大きな問題なんですけれども、その中のまず 1 点目、海田高校の定員 2 割削減の真意、広島市との合併撤回に伴う中学校生徒の高校進学への影響について、また対策について、町長のご意見をお伺いしたいということなんですけれども、多田議員がいろいろ質問されましたので、確認の意味ということで、多田議員の質問に対する答弁の中で県の教育委員会による記者会見、その場の回答、すなわち、大規模校の解消、中卒者の減少、安芸地区では約 200 名というふうな答弁だったと思いますが、それと、東広島高校の新設を挙げられました。もとより町長は海田町民のことを第一に考えられ、広島市との合併を回避されたわけですが、海田中学校の 3 年生は昨年より 30 数名増えております。海田高校から県教育委員会に、海田町が合併するとしても、影響があまりにも大きいので、定員削減はやめてもらえないかという陳情があったとも聞いております。東広島高校の新設 90 名は、賀茂高校の定員の削減で補っておられると思われます。また、高校進学、進路決定に合わせた、また合併調印式に合わせた、タイミングのよすぎる記者会見は、海田町に住む高校進学予定者が推薦 1 で広島市立高校に進むだろうとの確信に近い予測があったからにはかならないと思っております。町長におかれましては、このような状況であっても、広島市との合併回避問題と海田高校の定員削減問題が全く関係ないと断言できますかということをお尋ねいたします。

続きまして、合併撤回に伴う教育現場、保護者の混乱（人事異動等）を最小限に抑えるため、町長のご意見をお伺いしたいということなんですけれども、教育現場と保護者、地域社会の混乱収拾についてお伺いいたします。教育現場、保護者、地域社会の混乱を別々に考えることはできません。なぜならば、学校経営を考えると、地域特性、学校特性、例えば文化活動、吹奏楽とか絵画に造詣の深い方が地域におられるとか、スポーツ、織田先生がおられたように、陸上、野球等が盛んであるとかの地域の特性を生かしたり、現在在職している教職員の皆さんの得意分野を各学校の特色づくりに生かしたり、人事においては、出身地にかかわるであろう希望地、自身の希望の学校、自分の能力を啓発してくれる教育現場であるか、自身の得意分野が生かせるか、また、校長先生の希望、教育委員会、県・市等、広範囲の中で人事が定まると聞いております。特に合併問

題がかかわるときは、学校の教育事務所の管轄も変わるわけでございまして、膨大な作業と聞いております。先ほど来、町長もおっしゃられましたが、まちづくりは非常に大切であります。まちづくりは人づくりであるとも思っております。青少年の健全育成は、国・県のみならず、地域社会において最もと申し上げてもよいくらい大切な問題であろうかと思えます。海田町におきましては、法定協議会で可決され、さらに合併協定書に調印するという一連の流れの中で、その後、議会で否決されたということ、一般に考えて海田町内では説明できるとは思いますが、よそから考えて、約束事をほごにする事態、広島県・市、呉市、東広島市、郡内他町村を巻き込んだこのような騒動は、議会と行政との間で何があったにせよ、百歩譲っても、先ほど申し上げましたように海田町内では理解されることはあっても、教職員、保護者、関係のある自治体の教育関係者の信頼を失う十分過ぎる出来事であると断言いたします。海田町を希望地とする優秀な教職員の確保にも差しさわりが出ると思えます。そこで、質問いたします。広島市の中に位置する自治体の海田町にとって、様々な地域としての事業を遂行するに当たって、陳情があるとしても、信頼を失ったこのような状況を町長はどう打開されるおつもりですか、お伺いいたします。

以上２点です。よろしくお願いします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）三浦議員の質問につきましては教育委員会から答弁をさせますので、よろしくお願いします。

○議長（前田）教育長。

○教育長（李木）答弁をいたします前に、通告をいただきました内容について答弁をさせていただきますが、よろしゅうございますか。議長、よろしいですか。

○議長（前田）はい。

○教育長（李木）それでは、通告をいただきました２点についてご答弁を申し上げます。

まず、１点目の海田高校入学定員削減の問題につきましては、昨日、多田議員のご質問にお答えしたとおりでございますが、なお、海田高校の定員が80名減になった背景について再度申し上げますと、県教委では、中卒者の減少をはじめ、県立高校の適正規模を１学年４学級から８学級とし、現在10学級の海田高校や賀茂高校などが減の対象になったというまず経緯がございます。また、来年度、東広島市に県立中高一貫校が新たに開校する。通学可能な地域を中心に相当数の生徒が入学する。こういう予想がされまし

て、そういうふうな状況の中で今回の削減が行われたということでありまして、これが直接広島市との合併を前提にしたものではないというようなことを既に9月の時期に聞かせていただいております。我々教育委員会といたしましては、進路指導に当たりまして、生徒が自己の能力、適性に基づいた、生徒自身が主体的に学校を選択できるようにこの指導を充実するよう学校指導に当たってきたところでございます。

また、ご質問2点目の合併撤回に伴う人事異動など、いわゆる教育現場、保護者の混乱を最小限にということでございますが、教育委員会といたしましては、現場に大きな混乱が生じているとは考えておりません。県内公立学校教職員の人事異動につきまして、これまでも新たな教育県ひろしまの創造に向けて、全県的な視野に立ちまして計画的に適材を適所に配置しまして、人事の刷新を図っているところでございます。平成16年度の県の人事異動方針におきましても、広域にわたる人事異動や校種間異動によりまして人事の交流を積極的に推進していくという考えでございます。なお、11月中旬には町内の教職員の異動希望調査、これを実施しておりまして、教職員個々の意向も十分反映できるものだというふうに私どもは考えております。以上でございます。

○議長（前田）三浦君。

○2番（三浦）失礼いたします。通告の仕方とレクチャーをしていただく方がおられませんでしたので、何か失礼があったとは思いますが、お許しいただきたいと思います。それと、じゃ、関連ということじゃなしに、教育現場や保護者の混乱ということの質問の中でお尋ねいたします。保護者とか教職員の皆さんも町長の政策とかスタンスというのを知りたがっておられると思います。海田町の将来を真剣に考えておる人なら当然でありますし、町長も説明の義務があると思いますが、そこで、お尋ねしたいと思います。先ほど、通告していない質問の中で申し上げましたけれども、海田町の将来がどうなるかということで、海田町を希望地とするとかいうような教職員さんなんかもおられますので、あえてまた質問をさせていただきたいと思いますが、12月1日に町長は、2004年4月1日の合併期日は白紙にすること……。

（「言っていない」と呼ぶ者あり）

○2番（三浦）そういうのはいけないのでしょうか。

（「質問通告に入っていない」と呼ぶ者あり）

○2番（三浦）議長、いいのでしょうか。

○議長（前田）三浦君、教育問題でやってください。

○2番（三浦）議長に許していただければ。

○議長（前田）今の出ておる教育問題の中でやってもらえばいいです。

○2番（三浦）よろしいでしょうか。やめましょうか。

○議長（前田）いやいや、今の教育の人事の保護者の関係でやったら、そこらを言うてください。いいですよ。

○2番（三浦）はい。関係あると思いますので、話をさせていただきます。教育行政の話の分についてはもう質問がありません。教育長の答弁をいただいたとおりですので、再質問はございませんので。次のは通告しておりませんので、撤回させていただきます。失礼いたしました。

○議長（前田）これにて一般質問を終結いたします。暫時休憩をいたします。再開は10時30分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時09分 休憩

午前10時29分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第2、第51号議案、町道の路線の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第51号議案、町道の路線の認定について。寄附を受けた道路を町道として認定するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。よろしくをお願いします

○議長（前田）監理課長。

○監理課長（因幡）それでは、第51号議案、町道の路線の認定につきましてご説明をさせていただきます。資料の1をお願いいたします。町道の認定につきましては、道路法第8条の規定によりまして、今回、2路線につきまして議会の議決をお願いするものでございます。

1枚目をお願いいたします。場所は浜角地内、ユアーズ東海田店の東側で、赤色で図示しております。この路線につきましては、宅地造成による開発基準に基づき寄附を受けたもので、町道324号線として延長75.7メートル、幅員5.0メートルでございます。

2枚目をお願いいたします。場所は蟹原2丁目地内で、町営第二蟹原住宅のすぐ横で

ございます。これにつきましても、行きどまりの回転場を含め寄付を受けておりますので、今回の議会の議決をお願いするものでございます。なお、この路線は325号線として延長29.8メートル、幅員が4.3メートルでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本君。

○13番（崎本）資料1の2枚目、これの町道としての認定をするのに、この理由と、それから、この道路のやり方でございますが、1枚目のこの道路は道路基準に乗って隅切りがきちっとしてありますが、2枚目のこの道路に関してはなぜ寄附を受けるときから隅切りがしていないのか、その2点だけ最初をお願いします。

○議長（前田）監理課長。

○監理課長（因幡）まず、道路認定することの議決をお願いすることの意義でございますが、認定することによりまして道路法による法律関係がすべて適用されるということでございます。これは具体的な例でございますが、道路占用とか、または道路交通法、いろんなことにかかわっておりますので、認定できるものは一応認定するという事で今回お願いをするものでございます。

それから、2点目の隅切りの問題でございますが、町の受領基準につきましては確かに片隅切りまたは両隅切りというふうなことで規定をされておりますが、今回、直線部分の道路につきましては昭和59年に寄附を受けておりました。これにつきましては、基準ができたのが58年でございますが、当時の状況を聞きますと、その基準ができる前から用地交渉によって、そういうことのできる前からそういう格好で寄附を受けていたということで、確かにその点は若干の問題があるかと思うんですが、以前の状況から考えて今回認定をお願いしようとするものでございます。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）ちょっと今の答弁は、若干の問題があるんじやが寄附を受けるというのは、そういう答弁はありませんよ。もう1回そこはきちっと答弁のやり方というものを考えてくださいよ。若干の問題があるものをなぜ寄附を受けるんですか。若干の問題があったら寄附を受けんでいいじゃないですか。しかも、59年にもう寄附を受けておって、今までなぜ投げておくんですか。そういういいかげんな答弁はやめてくださいよ。ほんじゃ、そういうことがあったら、何でもかんでも寄附を受けるかと。若干の問題があっ

ても何でもやるかとなりますよ。そういう答弁のやり方はちょっと侮辱しておるんじゃないんですか。若干の問題があるというのはもってのほかですよ。どう思われますか、それを。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○13番（崎本）ちょっと待ってくださいよ。3回しか言われませんので。まだ言うことがあるのに、3回しか私には言われんから。ですから、寄附を受けるものは、隅切りがあるのなら、ほんじゃ、片方は隅切りなしで片方は隅切りがあつてじゃなしに、きちっと町が寄附を受けるときから皆隅切りは必要だから、町が受けるときには隅切りをやってくださいと。なぜそういうきちとした態度に持っていかんのですか。ほんじゃ、各道路各道路、隅切りをする必要はないんじゃないんですか。そこらを、条例がどうあろうが、こうあろうが、海田町が寄附を受けるときにはぜひともこれはしてくださいと。なぜそういう物の考え方ができんのですか。そこをきちっと答弁をお願いします。

○議長（前田）建設部長。

○建設部長（池乃本）道路の受領基準からいいますと、まず、基準からしますと6点ほど条件を定めております。それから、例外的な場合というもので7点ほど条件を定めている。この中で、今ご指摘の隅切りの問題につきましても、隅切りが片歩道の場合を別に定める基準ということで基準書の中に、片隅切りでも接する道路が6メートル以上あるということが1つの条件、それから、視距、いわゆる通りに対する安全上の目線が、通る角度が120度以上、これを最低条件にしております。そういうことに今回の案件につきましては合致するというので、議案を出させていただいたものでございます。なお、ただいま担当の方で若干というような発言があったのですが、これはちょっと言葉を誤ったものだというふうに思います。合致しておるので、お願いするものでございます。

○議長（前田）崎本君。

○13番（崎本）全然答弁になっていないじゃないですか。法律はどうあっても、今後使う場合に隅切りが必要じゃから、なぜそこまで言われないうて聞いておるんでしょうが。私が聞いた分に答えなさいよ。それから、若干の問題があると。若干の問題はどこにありますかということをやっと答弁しなさいよ。じゃないんですか。言葉じゃないんですよ。若干の問題がありますと言われたから、これに対して何の若干の問題があるか。言葉じゃないんですよ。若干の問題があると言われたから、何か問題があるでしょうが。ちょっと答弁してくださいよ。法律に則ったら、何をやってもええかと。

そういうものじゃないでしょうが。あなたが言われるのは、こっちの第1ページ目の道路も隅切りはいらんですよ。だけど、使うために便利がええから皆やっておるんではないか。今までも、今度の道路でも、過去はずっと隅切りが必要じゃから隅切りをやっておるんではないか。なぜそれをせんのかと。法律に則ったら何でも、ほんじゃ、町はとってくれるんですか。じゃないでしょうが。これには何かの目的があるでしょうが。道路認定したら、例えば道路認定を町でやったら、下水道は町がやってくれるとか、いろいろな条件があるから道路認定するんじゃないか。ほうじゃから、これは家も何も建っておるのに、何の目的ですかと。今から開発か何かするから、こういう道路を指定して、目的があるからやるんじゃないか、59年に。だから、私が言うたことに全然答弁になっていないでしょうが。59年になぜ寄附をもらって今までほうっておったかと言うちよるでしょうが。なぜきちっとした答弁がでkindのですか。そこらを、議会を侮辱しちゃいけないんですよ。きちっと聞いたことはきちっと答弁しなさいよ。いいですか。

○議長（前田）建設部長。

○建設部長（池乃本）59年に寄附をいただきまして、本来ならば引続き道路を拡幅して道路を結んでいくという努力を続けるべきだったということにつきましてはご指摘のとおりだというふうに私どもは思っております。こうしたいわゆる未整理の状況の中で道路認定されずに放置されていたということ自体が問題があるというふうに思うわけですが、このたびの合併建設計画を策定する際にこうした問題というのが浮かび上がってきました、こうしたことについて、現場を見ますと最低限の許容範囲の中にあるということが我々は確認できましたので、お願いをするということでございます。そういう意味では今後、こうした問題点があるものにつきましてはできるだけ基準に合うように、現地についてそれぞれの地権者の方々と交渉しながら、基準に合う形をつくりながら道路認定を進めてまいりたいというふうに思っております。

（「若干の問題と言うて。答弁を皆しなさいや」と呼ぶ者あり）

○建設部長（池乃本）若干の問題ということにつきましては、先ほど私が基準の中の例外的な部分の中に入りますということを申し上げたわけです。本来は通り抜け道路であって、両隅切りがしてあって、道路幅があって、あるいは下水道等すべての諸条件が満額整っておることが必要なんですが、この道路の場合は行きどまりでございまして、それから、両隅切りをしていないと。諸要件としては最低限は要件を満たしているものの、ただいま担当が言いましたような部分については、今後もこの土地利用について担

当される方々と協議をしながら、できるだけ活用がスムーズにできるように指導してまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。西山君。

○10番（西山）10番、西山です。先ほど部長が寄附の受領基準で、原則的な場合が6項目で、例外的な場合が7項目と。反対ですね。原則的な場合が7項目で、例外的な場合が6項目だと思うんですけれども、部長たる者が簡単に答弁されるということは私はまずいと思います、まず。

次に、先ほど崎本議員がおっしゃったとおりでして、今回の認定の町道324号線は何ら問題はない、認定すべき道路と判断はいたしますが、この町道325号線は、確かにこの例外的な回転広場、それも一方がある場合は認めるという受領基準に、その隅切りは云々としても、当てはまってはいるかもしれませんが、この地図を見ますと、広大な果樹園でございます。この広大な果樹園でずっと存続するのであれば、別に町道認定云々はないわけですが、今後開発の見込みがある土地であるならば、先ほど崎本議員が言われた、下水道と水道管を引いていただいた後に町道の認定をするのが筋ではないかと思います、その点、もう1度答弁願います。

○議長（前田）先ほどの6項目、7項目の訂正の方から含めて。建設部長。

○建設部長（池乃本）項目につきましては、ご覧いただいたらと思っておりますけれども、これが1項目、2項目というふうに列举主義で挙げておりませんので、この6項目を私なりに複合的なもので、より出して申し上げたわけございまして、代表的なものを申し上げたわけで、細かく分ければもっと分けられるかもわかりませんし、そこら辺は解釈の問題として理解をしております。

○議長（前田）監理課長。

○監理課長（因幡）今の下水道とか水道の問題でございしますが、当該地にそういうふうな計画をされてあるのであれば、当然これは事後になると思っておりますが、そういうものは地権者において引いていただくようになると思っております。

○議長（前田）ないのならない、あるのならある、この6項目、7項目。こっちの方ではある、こっちでないということではちょっと。建設部長。

○建設部長（池乃本）済みません、間違えました。ご指摘のとおりです。今確認をいたしまして、そのとおりでございます。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）建設部長たる者が例規集も見ないで違った答弁をするというのは言語道断ですね。再答弁でも、自分は悪くない、解釈の違いだと。私はちゃんと今回持ってきて見ております。それと、認定した後には地権者に下水道、水道を引いていただく。とんでもない話ですよ。なぜそういう答弁になるのでしょうか。もう1度答弁をお願いいたします。

○議長（前田）建設部長。

○建設部長（池乃本）とりあえず、私はこれを何回か見て確認をしながら自分なりのノートをつくったんですけれども、見誤りでございまして、誠に申し訳ございません。仰せのとおりでございます。

○議長（前田）監理課長。

○監理課長（因幡）先ほど、最初に説明させていただきましたこの直線部分の土地につきましては昭和59年に既に道路としてできておりました。今現在、開発の云々という問題ではなくて、既に町有地として位置づけられておると。町の管理道として位置づけられておる中で、既に寄附をいただいておりますという。新たにいただいた場合にはそういうふうな条件もあろうかと思うんですが、これは既に59年に寄附を受けて町管理道となっておることから、そういう必要があれば、ご本人の負担でやっていただくということになろうかと思えます。

○議長（前田）今言うた後で、下水を引けるんかどうかという質問があるが、下水を引くことができるんですか。後で地権者にやってもらうというような、その答弁を。聞いておるんだから。後でできるんかという質問が出ておるんだから。建設部長。

○建設部長（池乃本）現状はいわゆる更地でございまして、今後、土地利用を地権者の方々がどのようにされるかということについては私どもはまだ承知しておりません。その土地利用の状況によりまして必要な措置を講じていただくことになると思います。

○議長（前田）今言うたのは、後で水道は引けるのか引けんのかという、下水は後でできるんかということをおるんだから、その分についてどういうふうに答弁するんですか。あと、とんでもない話やという質問も出ておるじゃないですか。監理課長。

○監理課長（因幡）まず、59年に寄附を受けた経緯でございしますが、今回認定をさせていただき道を、突き当たりの道までを里道と結ぶという計画がございました。図面を見ていただきますと、当初、寄附をいただいて、矢印の方向にありますところを、その上の図面に1本の1センチぐらいの矢印がございしますが、その道に結ぶという計画でこの

道の寄附をいただいたものでございます。その後、話を聞いておりますと、用地交渉は中断されておるままでございました。それで、工事自体は、これは直線部分は町が、土地は寄附してもらったんですが、構想については町の方でやっておるというふうに聞いております。今回、延長が35メートル以下でございますが、認定するに当たりましては回転部分が必要であろうということで寄附をいただきまして、今回そういうふうなことで寄附も済んだわけでございます。なお、今後、その直線部分を町としてどうするかという問題につきましては、当初の計画は里道に結んでいくということであったと聞いておるんですが、現在、家が建っておるという中で、これにつきましては将来的にはもうちょっと部内でも検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（前田）ほかにございませんか。岡田君。

○4番（岡田）この議案が出て、月曜日だったと思うんですけども、ここへ行ってみたんですけども、そうしたら、ここは町道ですと。車を置かないでくださいというふうなのがでておったんですけども、まだ町道として認定をしていないのに、町道ですというふうなことはできるんですか、実際。

○議長（前田）建設部長。

○建設部長（池乃本）議案を出す前に私も行ってみましたところ、そういうことはなかったわけですが、実は昨夜、私自身もう1度現場に行ってみましたら、そういう看板が出ておりました。誠に申し訳ないということで、自分自身で撤去してまいりました。以後、こういうことがないように気をつけさせていただきます。どうも失礼いたしました。

○議長（前田）中岡君。

○17番（中岡）17番、中岡です。先ほど崎本議員が質問した、若干の問題があるということについてはまだ我々が納得できるような答弁が返っておりません。したがって、結論から申し上げますと、これは差しかえるなり何なりして出していただかないと、このままでは認定ができないというふうに私は判断をしておりますけれども、まず、この回転場の工事がなされております。私も現場へ行ってみまして、今、岡田議員が言われたように、ここは町道ですという看板がかかっておるので、あれ、いつの間に町道になったのかなというのと、今、59年に寄附を受けたということで納得ができたんですけども、この回転場の工事をだれがやられたのか。

それと、この道路寄附の受領基準の中で、例外的な場合にというような形で多分この2項の中に行きどまりの場合でもというような、学校もしくは保育園、公園その他の公

共施設に接続するものというものがあれば、これは当然袋小路でも不特定多数の方が通るわけですから、町道としての認定はやぶさかじゃないと思うんですけども、この場合は今全く開発計画があるわけじゃなし、不特定多数の人が通る道路じゃありません、これは。今の1枚目の分は、これは当然ミニ開発的なもので、しかも、これは5メートルの道路幅でありながら、きちっと隅を切ってある。ところが、こっちは4メートル30で、しかも不特定多数じゃなく、これは今の場合だったら特定の人しか通りません。ですから、町道として認定するには、例外的な場合を除くとしても、無理があると思うんです。したがって、一応私が質問をした、この回転場をどこが工事をしたのか、費用負担はどうしたのか、その点をまずお尋ねしておきます。

○議長（前田） 監理課長。

○監理課長（因幡） 回転場を施工された方につきましては、へそが出ておところの地主の方が施工をされました。それを町が寄附を受けたものでございます。

それから、問題ということで、ちょっと私もあれだったんですが、確かに隅切りがあることが1つ望ましいということなんですが、部長の方から説明させていただきましたように、県の道路位置指定の基準につきましては、町は直角に道路が接続することを前提にいろいろ基準が設けられておるんですが、町の基準の中にはそういう角度がある道路については何ら述べられておりません。その中で県の道路位置指定の基準を準用させていただきますと、一方が120度角がある場合はそこが隅切りがあるものとみなされるというふうな解釈をいただいておりますので、今回、前面の道路が6メートルであるというふうな中で認定して差し支えないということを判断いたしましてお願いしたものでございます。

○議長（前田） 中岡君。

○17番（中岡） 私は先ほど結論を先に申し上げましたけれども、このままでは認定すべきじゃないという、執行部が差しかえて出されるかどうかされない限りは、この325号線というのはこの本会議で認定するわけにはいかないと思いますけれども、町長はどのようにお考えですか。差しかえる気はありませんか。

○議長（前田） 町長。

○町長（山岡） 今、この現場も私は見ておりませんので、もう1度行ってみてから判断をしたいと思います。

○議長（前田） 中岡君。

○17番（中岡）ということは、この議案を取り下げるか差しかえるかということになりますので、議長、よろしく取り計らってください。

○議長（前田）暫時休憩をいたします。再開は追って通知します。

~~~~~○~~~~~

午前10時56分 休憩

午前11時32分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

町長から提出されました51号議案について撤回したいとの申し入れがあります。お諮りいたします。

第51号議案の撤回についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。町道の路線の認定撤回についてを日程に追加し、日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1号、町道の路線の認定撤回について、町長から、撤回の理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）今回、51号議案、町道の路線の認定の件で大変ご迷惑をかけて申し訳ございません。十分な説明ができませんでしたので、町道認定議案を撤回させていただくようお願い申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（前田）お諮りいたします。

ただいま議題となっています町道の路線の認定撤回についてを許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、町道の路線の認定撤回についてを許可することと決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第3、第52号議案、特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第52号議案、特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定について。

経費の節減を目的として常勤の特別職及び教育長に係る給料月額を減じるものでございます。内容につきましては担当者から説明いたします。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（久保）それでは、議案２ページの第52号議案の特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。この条例の制定は、経費の節減を目的といたしまして特別職の職員等の給料月額を減額するものでございます。対象者は、町長、助役、収入役及び教育長とし、第１条で町長、助役、収入役、第２条では教育長の給料月額の特例について規定しております。また、減じる率につきましては100分の10とし、減じる期間は平成16年１月１日から平成17年12月31日までの２年間としております。その他、給与月額の減額に伴いまして期末手当も10%の減額となっております。なお、施行期日につきましては附則にありますように平成16年１月１日からの施行としております。以上で第52号議案についての説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山君。

○10番（西山）10番、西山です。今回、52号議案ですけれども、提案理由が経費の節減を目的としているわけですが、町長も元議員でいらして、海田町の財政が厳しくなるのは平成17、18年ごろから本当に厳しくなるという見通しが立っているわけですが、この特別期間を16年から17年という２年間に設けられた根拠といたしますか、それは何でしょうか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）これも、新聞紙上でもありますように、広島県も４年とかいうふうな期日の問題も書いてありますけれども、一応私は２年間に期してこれをやらせていただきたという提案をさせていただいております。

（「その理由を言うておる。２年間にした理由」と呼ぶ者あり）

○町長（山岡）それは、ここにありますように、経費の節減とか、国の人勸の問題も含めて、減給というのが一応常識的なようになっていきます。それを踏まえて今回提案をさせていただきました。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）所信表明にもございましたけれども、むだを省いた行財政運営の確立に努めてまいりますと。先ほど質問いたしましたけれども、町の財政が厳しくなるのは17、

18年からが本当に厳しくなるわけです。しかし、まだどうにか財調がある16、17年度にむだを省いて、厳しくなる年度からは省かなくていいという判断をされた基準は何かということですか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）現在そういう判断をしたわけですが、17、18年度については、またそのときになって判断をしたい、こういうように思っております。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）じゃ、質疑をいたしますが、町長は本当に所信表明も、町長になられたときも、住民本位で町民の皆様の意見を十分に聞いてという、町民の皆様の視点を、ある意味では議会軽視ととっているわけですが、町民の皆様の意見を十分に聞いてという角度で今から町行政をされるということでございますが、この海田町には海田町特別職報酬等審議会条例がございまして、町長は町会議員の報酬の額並びに町長、助役、収入役及び教育長の給与の額を変更するときには、議会に提出しようとするときはあらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとするというちゃんと条例があるわけです。しかし、今回のことは特例であるから、この審議会にかけることは関係ないということでしたけれども、住民の皆様の意見を聞くのであれば、まず額を変更するという審議会を開いて、審議会の委員さんから、ずっと額を減らすんじゃなくて、よそを見習って数年ごとの減額期間を設けての減額でもいいのではないかとという答申が出たのであれば、私は納得するんですけども、住民本位で行政をされるという視点からすると私は欠陥があったと思うんですけども、その点は町長はどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）今までの報酬の審議会というのは、皆さんもご承知のように、ほとんど増額の問題で今日あったというふうに私は判断しております。今回は、先ほど申し上げましたように、国・県の姿勢もあわせながら、私の政治姿勢としまして、自分から身をもって10%の減額をさせていただく、そういうことを町民に姿勢をあらわしたというふうに解釈をしております。

○議長（前田）中岡君。

○17番（中岡）17番、中岡です。山岡町長が当選された日に、新聞の報道によると、報酬の削減と公用車の廃止ということが出ておりました。これは、報酬を削減するという

ことは期限を決めて云々ということじゃないと思うんです。町長は10%でも15%でも削減するということを明言されたわけですから、町長が報酬を引き下げることについてはわかります。しかし、うわさの域は出ませんけれども、助役は来年の3月で県に帰るとか、それから、収入役、教育長は進退伺を出しておるとかというような状況の中で、助役や収入役、教育長を巻き添えにすることははないと思うんです。これは町長だけの報酬削減ということで、期限を決めるのもおかしいと思うんですけれども、その点についてはどうですか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）これは、私が自発的に報酬の削減をさせていただいたものは、助役、収入役さん、教育長さんも理解をいただいて自発的に報酬の値下げに賛同いただいたものと、そういうふうに思っております。

（「期限の定めについてはどうなんかな。期限の定めについてというのと巻き添えにして一緒にした理由と2つなっておるけれども」と呼ぶ者あり）

○町長（山岡）一応私は2年間ということを明記させていただいたと。要は私の個人的な考えでございます。

○議長（前田）中岡君。

○17番（中岡）新聞の報道では、2年間というような特例期間を設けるということではなくて、いわゆる町長報酬の削減ということを明言されておられるから、特例期間を設けるのはおかしいじゃないかということを質問しておるわけで、この新聞の報道と今回の条例の改正というのは食い違いがあるんですけれども、その点についてはどうですか。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）私は期間を初めは申ししておりませんが、自発的に報酬の削減ということを、公用車の廃止ということを、当選以来、そのときに発言をしたわけですが、2年間というのは私独断で考えたものでございます。

○議長（前田）中岡君。

○17番（中岡）私は、今、町長が独断で考えたということであれば、やはりほかの収入役、助役、教育長を巻き添えにすることはないと思いますので、この条例の改正について町長だけの条例改正を要求いたします。これは修正ということになるんですけれども、その点について町長の考えを聞くと同時に、このまま押し通そうとするということであれば、この条例については反対をいたします。

○議長（前田）町長。

○町長（山岡）私はこの問題について修正する気は毛頭ありません。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。第52号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第52号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議があるようでございますので、起立による採決を行います。これより、第52号議案について起立による採決を行います。

第52号議案を原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田）ありがとうございます。起立多数。よって、第52号議案は原案のとおり決することといたします。

暫時休憩をいたします。再開は13時より。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 45 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第4、第53号議案、広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第53号議案、広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてでございます。広島県市町村職員退職手当組合を組織する団体数が合併等により変動いたしましたに伴い組合規約の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（久保） それでは、議案 3 ページの第53号議案の広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてご説明いたします。資料 2 をお願いいたします。資料 2 の新旧対照表もあわせてご覧いただきたいと思います。この提案は、平成16年 3 月 1 日から安芸高田市が広島県市町村職員退職手当組合に加入すること及び組合規約を変更することについて議決を求めるものでございます。次に、改正内容でございますが、安芸たかた広域連合の脱退に伴い、組合規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定、これが議案の方の 2 条関係になります。並びに納付金及び還付金に関する規定、この規定が16条関係でございます、を整備し、別表第 1、廿日市市の項の次に、平成16年 3 月 1 日から設置されます安芸高田市を加え、別表第 1 から、合併または解散する八千代町、高宮町、甲田町、吉田町、向原町、美土里町、高田郡衛生施設管理組合、高田地区消防組合、安芸たかた広域連合、安芸郡町村税等滞納整理組合を削除するものでございます。また、総領町が加入したことに伴いまして、庄原市外 4 カ町連合衛生施設組合の名称を庄原市外 5 カ町連合衛生施設組合に改め、別表第 2、第 4 区の項中「高田郡の区域内の町村並びに上記区域内に事務所を有する一部事務組合及び広域連合」を「安芸高田市」に改めるものでございます。なお、施行期日につきましては、附則にありますように、平成16年 3 月 1 日からの施行としております。以上で第53号議案についての説明を終わらせていただきます。

○議長（前田） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第53号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第53号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田） 異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田） 日程第 5、第54号議案、広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてを議題といたします。町長より提案理由

の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第54号議案、広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について。広島県市町村公務災害補償組合を組織する団体数が合併等により変動したことに伴い組合規約の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（久保）それでは、第54号議案の広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてご説明いたします。資料3の新旧対照表もあわせてご覧いただきたいと思います。この提案は、平成16年3月1日から安芸高田市が広島県市町村公務災害補償組合に加入すること及び組合規約を変更することについて議決を求めるものでございます。改正の内容は、安芸たかた広域連合の脱退に伴い、組合規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定、これが議案の方で第2条関係でございます。及び組合の共同処理する事務に関する規定、これが第3条第2項の規定でございます、を整備し、別表、廿日市市の項の次に、平成16年3月1日から設置されます安芸高田市を加え、また、別表から、合併または解散する吉田町、八千代町、高宮町、甲田町、向原町、高田地区消防組合、高宮町美土里町火葬場組合、安芸たかた広域連合、安芸郡町村税等滞納整理組合を削除するものでございます。なお、施行期日につきましては、附則にありますように、平成16年3月1日からの施行としております。以上で第54号議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第54号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第54号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第6、第55号議案、平成15年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第55号議案、平成15年度海田町一般会計補正予算（第5号）。平成15年度海田町一般会計補正予算（第5号）は、（仮称）海田町福祉センター建設事業入札執行残の整理等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ5億529万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ101億7,301万8,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、第55号議案、平成15年度海田町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料4の平成15年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明をいたします。資料4でございます。

それでは、6ページの方をお願いいたします。まず、歳出の総務費の総務管理費の人事管理費につきましては、財源振替を行ったものであります。次に、企画費の委託料につきましては、J R新駅基本構想策定業務委託料の入札残として99万7,000円を減額するものであります。次に、電算管理費の役務費につきましては、平成16年4月1日から安芸ケーブルテレビ株式会社において開局するケーブルテレビへの小・中学校6校と公民館2戸を接続する公共施設ネットワークシステムの構築費と、L G W A Nの専用回線接続料、これは都道府県と市町村を相互に結ぶ行政専用のネットワークシステムであります。この2月までに県内のすべての市町村がシステムを構築していくこととなっております。その専用回線費用としての通信運搬費、合わせて578万6,000円を増額するものであります。次に、委託料、使用料及び賃借料につきましても、L G W A N接続に伴う機器の保守料や借上料として、それぞれ10万8,000円と30万1,000円を増額するものであります。次に、総務費の徴税費の賦課徴収費の報償費であります。町税前納報奨金の執行残として93万円を減額するものであります。次に、負担金補助及び交付金につきましては、安芸郡町村税等滞納整理組合の解散に伴う分賦金の精算として133万4,000円を減額するものであります。次に、7ページの統計調査費の報酬につきましては、漁業センサス及び工業統計調査員の報酬の執行残、住宅・土地統計調査員につきましては当初予定の全数調査から抽出調査に変更になったことによる執行残であります。合わせて121万8,000円を減額するものであります。

次に、社会福祉費の老人福祉費の償還金利子及び割引料につきましては、額の確定に伴う平成14年度在宅福祉事業費補助金の返還金及び訪問介護利用者負担額軽減対策事業費補助金の返還金として、それぞれ407万8,000円と4万7,000円合わせて412万5,000円を増額するものであります。次に、老人福祉センター費の委託料につきましては、(仮称)海田町福祉センター建設事業工事監理業務委託料の入札執行残として650万6,000円を減額するものであります。次に、工事請負費につきましても、入札執行残として4億1,257万4,000円を減額するものであります。次に、心身障害者福祉費の委託料につきましては、入所者1名の減による進行性筋萎縮症者措置委託料の執行残として447万8,000円を減額するものであります。負担金補助及び交付金の知的障害者施設訓練等支援費につきましては、入所者3名の減により739万9,000円を、心身障害者就労促進事業費補助金につきましては、なかよし実習所への通所者2名の減、また安芸共同作業所や共同作業所みみずくの閉鎖に伴う4名の減などにより212万4,000円を、それぞれ減額し、合わせて952万3,000円を減額するものであります。償還金利子及び割引料につきましては、額の確定に伴う平成14年度在宅福祉事業費補助金の返還金として27万9,000円を増額するものであります。福祉医療費の償還金利子及び割引料につきましても、額の確定に伴う平成14年度福祉医療費補助金の返還金として、乳幼児医療費につきましても17万4,000円を、8ページの重度医療費につきましても34万5,000円を、老人医療費につきましても78万7,000円を、合わせて130万6,000円を増額するものであります。次に、国民健康保険事務費の繰出金につきましては、低所得者に対する軽減措置の増加に伴い保険基盤安定負担金が増加したことにより、国・県負担金分に町負担金分を合算した額を国民健康保険特別会計への繰出金として341万8,000円を増額するものでございます。次に、児童福祉費の児童福祉総務費の委託料につきましては、現行の新エンゼルプランが平成16年度末に終了することに伴い、次世代育成支援対策推進法が制定されております。これを受けまして、各自治体では平成17年度からの新たなプランや行動計画をスタートさせるために平成15年度と平成16年度の2カ年において行動計画策定のためのニーズ調査や量的目標数値の設定などを行うことが義務づけられております。2カ年の継続事業のうち平成15年度に実施すべき事業、次世代育成支援対策の実施に関する計画策定業務委託料として111万3,000円を増額するものであります。次に、保育所費の償還金利子及び割引料につきましては、平成14年度保育所運営費事業補助金の返還金として50万2,000円を増額するものであります。次に、児童措置費の扶助費につきましては、対象者の増減などにより

60万円を増額するものであります。

次に、9ページの衛生費の保健衛生費の公害対策費の委託料につきましては、大気、水質、騒音などの環境調査業務の入札執行残として68万4,000円を減額するものであります。次に、保健センター総務費の負担金補助及び交付金につきましては、広島市立舟入病院の救急医療施設は引続き利用はできますけれども、利用に伴う運営費の負担がなくなったことにより367万6,000円を減額するものであります。次に、清掃費の塵芥処理費の需用費につきましては、焼却業務が安芸クリーンセンターに移行したことによる焼却業務停止後の使用料が当初見込みより低かったことにより光熱水費を120万円減額するものであります。次に、委託料につきましては、一般廃棄物収集業務や資源物収集業務などの諸業務委託料の入札執行残として860万円を減額するものであります。

次に、農林水産業費の農業費の農地費の委託料につきましては、三迫2丁目地内農道改良工事に伴う測量設計業務委託料の入札執行残として250万円を減額するものであります。

次に、土木費の道路橋りょう費の道路維持費につきましても、町道2号線道路舗装補修工事の入札執行残として200万円を減額するものであります。次に、道路新設改良費の工事請負費につきましても、町道6号・8号道路改良工事や南昭和町地内道路舗装新設工事及び10ページの町道3号線歩道新設工事の入札執行残、合わせて650万円を減額するものであります。次に、10ページの公有財産購入費でございますが、町道6号線道路改良工事に伴う用地購入費として3,260万円を増額するものであります。補償補填及び賠償金につきましては、用地交渉の難航に伴い、町道6号線道路改良工事に伴う物件移転補償費を2,100万円減額するものであります。次に、都市計画費の街路事業費の負担金補助及び交付金につきましては、森島西谷線につきましては事業量の増加に伴い道路改良事業負担金を1,391万7,000円増額し、海田臨港線につきましては、国と県が広島南道路とあわせ役割分担を定めて事業化を進められておりますけれども、県では、海田町が広島市との合併に近いことが想定され、国と過年度分を含め精算を今年度に行うとしたことの結果、県分の買収が進んだことから、4,546万6,000円を減額し、合わせて3,154万9,000円を減額するものであります。次に、公園費の委託料につきましては、総合公園の樹木管理業務の管理委託料の入札執行残として150万円を減額するものであります。次に、工事請負費につきましても、総合公園進入路整備工事、休憩施設整備工事、駐車場新設工事などの総合公園整備工事の入札執行残として3,000万円を減額するものであります。次

に、公有財産購入費につきましては、総合公園の用地購入費として1,600万円を増額するものであります。次に、11ページの住宅費の住宅管理費につきましては、財源振替を行ったものであります。

次に、教育費の教育総務費の私立学校振興費の負担金補助及び交付金につきましては、対象者の減による私立幼稚園就園奨励費補助金の執行残として100万円を減額するものであります。次に、小学校費の学校管理費の委託料につきましては、海田小学校給食室建替え工事監理業務委託料の入札執行残として72万5,000円を減額するものであります。工事請負費につきましても、海田・海田東・海田南小学校の入札執行残額合わせて374万9,000円を減額するものであります。12ページをお願いいたします。中学校費の学校管理費の委託料につきましては、屋外トイレ整備事業実施設計業務をはじめ、デリバリー給食用配膳室整備事業実施設計業務、職員室等エアコン整備事業実施設計業務、校内LAN整備事業実施設計業務の入札執行残やデリバリー給食用配膳室整備事業工事監理業務未執行、合わせて164万4,000円を減額するものであります。次に、工事請負費につきましては、海田中学校分の入札執行残額として440万2,000円を減額するものであります。次に、負担金補助及び交付金につきましては、海田中学校の陸上部が福岡で開催されるクロスカントリーへの参加、また吹奏楽部の、広島市で開催されるアンサンブルコンテスト中国大会、岡山市で開催の全国大会への生徒遠征費補助金として33万9,000円を増額するものであります。次に、社会教育費の公民館費の委託料につきましては、海田公民館の耐震診断調査業務委託料の入札執行残として141万8,000円を減額するものであります。図書館費の工事請負費につきましても、図書館増築工事の入札執行残として500万円を減額するものであります。次に、ふるさと館費の委託料につきましても、火ともし、獅子舞などの伝統行事記録映像制作及び浄化槽保守点検業務の入札執行残合わせて106万円を減額するものであります。

次に、公債費の利子の償還金利子及び割引料につきましては、一時借入金の利子として200万円を増額するものであります。

次に、歳入につきましてご説明いたします。1ページをお願いいたします。1ページの歳入でございます。まず、町税の固定資産税の現年課税分ではありますが、地価の下落などにより評価額が見込みよりも大幅に減となったことや、バブル期に建設された家屋が、評価がえに伴い再建築価格が減となり、見込み以上に課税標準額が減となったことから、9,747万3,000円を減額するものであります。

次に、地方特例交付金につきましては、額の画定に伴い141万5,000円を減額するものであります。

次に、地方交付税につきましては、基準財政需要額の増に伴う普通交付税の増額として1億5,308万8,000円を増額するものであります。

次に、分担金及び負担金の民生費負担金の児童福祉費負担金につきましては、町外、広島市でございますけれども、に居住している児童3名を町立保育所へ入所させたことによる保育所広域入所受託負担金として170万6,000円を増額するものであります。次に、障害者福祉費負担金につきましては、対象者1名の減に伴う進行性筋萎縮症者措置費個人負担金22万5,000円を減額するものであります。

次に、2ページの使用料及び手数料の土木使用料の町営住宅地分につきましては、入所者の所得の減少に伴う住宅使用料120万円の減額と、4台の駐車台数の増に伴う駐車場使用料21万6,000円を増額、合わせて98万4,000円を減額するものであります。

次に、国庫支出金の国庫負担金の民生費国庫負担金の身体障害者福祉費負担金につきましては、入所者3名の減に伴う知的障害者施設訓練等支援費を370万円減額するものであります。被用者児童手当負担金につきましては対象者の減に伴い142万6,000円を、非被用者児童手当負担金及び特例給付負担金につきましても対象者の減に伴い、それぞれ7万7,000円と59万円を減額するものであります。被用者就学前特例給付負担金につきましては、対象者の増に伴い214万7,000円を増額するものであります。次に、保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険会計財政の基盤の確立と事業の健全な運営のために一般被保険者分の国保税軽減分として国が定率の負担をするもので、170万9,000円を増額するものであります。次に、3ページの国庫補助金の土木費国庫補助金の道路新設改良費補助金につきましては、町道8号線道路改良事業費の減額に伴い、町道8号線道路改良事業費補助金を150万円減額するものであります。次に、教育費国庫補助金の教育費補助金につきましては、対象者の減に伴い私立幼稚園就園奨励費補助金26万7,000円を減額するものであります。

次に、県支出金の県負担金の民生費負担金の身体障害者福祉費負担金につきましては、入所者の減に伴い知的障害者施設訓練等支援費185万円を減額するものであります。次に、被用者児童手当負担金及び非被用者児童手当負担金につきましては対象者の減に伴い、それぞれ8万円と2万円を減額するものであります。次に、被用者就学前特例給付負担金につきましては、対象者の増に伴い53万5,000円を増額するものであります。次に、保

陰基盤安定負担金につきましては、国庫支出金のところでもご説明いたしましたとおり、一般被保険者分の国保税軽減分について県が定率の負担をするもので、85万5,000円を増額するものであります。4ページをお願いいたします。県補助金の民生費補助金の社会福祉費補助金につきましては、なかよし実習所への通所者2名の減、また安芸共同作業所や共同作業所みみずくの閉鎖に伴う4名の減などによる心身障害者就労促進事業費補助金106万2,000円の減額、福祉医療費補助金につきましては、重度医療費の平成14年度事業費の確定に伴う追加分として112万7,000円を増額、進行性筋萎縮症者措置費補助金につきましては、対象者の減に伴い319万1,000円を減額、合わせて312万6,000円を減額するものであります。次に、県委託金の総務費委託金の統計調査費委託金につきましては、工業統計調査交付金を6万6,000円、住宅・土地統計調査交付金を111万7,000円、漁業センサス調査交付金を4万9,000円、それぞれ減額し、合わせて123万2,000円を減額するものであります。

次に、繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を2億282万6,000円減額するものであります。

次に、諸収入の雑入につきましては、事業費の減額に伴う伝統行事記録映像制作事業助成金73万9,000円と、広島県からの単独派遣になったことに伴う派遣職員負担金600万円を、それぞれ減額し、合わせて673万9,000円を減額するものであります。

次に、町債の民生債の福祉施設整備事業債につきましては、（仮称）海田町福祉センター建設に伴う事業費の減額に伴い3億940万円を減額するものであります。土木費の道路整備事業につきましては、事業費の減額に伴い、合わせて3,240万円を減額するものであります。

次に、議案につきましてご説明いたします。第55号議案の方をお願いいたします。平成15年度海田町一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億529万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101億7,301万8,000円とするものでございます。また、あわせて債務負担行為、地方債、一時借入金の補正を行うものであります。一時借入金の補正につきましては、既定の一時借入金の借り入れの最高額に20億円を追加し、一時借入金の借り入れの最高額を30億円とするものであります。この一時借入金の補正につきましては、起債の借り入れが出納整理期間である5月中旬以降となり、既定の限度額10億円では工事代金等の支払いにおいて一時的に歳計現金に不足が見込まれるため、借り入れの最高限度額

の補正を行うものであります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、5 ページから 6 ページでございますけれども、「第 2 表 債務負担行為補正」としてお示ししておりますように、6 件の債務負担行為の追加と 1 件の変更をしております。初めに、英語指導助手派遣業務委託に係る額でございますが、平成16年度当初から事業を実施していくためには、受託者においてすぐれた指導助手を確保するため、募集から採用までに約 3 カ月程度期間を要することから、今年度中に契約を締結する必要がありますので、債務負担行為を設定するものであります。次に、4 件につきましては、各小学校給食調理業務委託に係る額でございます。この業務委託につきましても、年度当初から給食を実施するためには受託者において相当な準備期間が必要でございますので、1 月中には契約を締結する予定をしております。そのための債務負担行為を設定するものでございます。次に、次世代育成支援対策の実施に関する計画策定に係る額でございますが、歳出の中でもご説明をいたしましたが、現行の新エンゼルプランが平成16年末に終了することに伴い、国において次世代育成支援対策推進法が制定されました。これを受け、各自治体では平成17年度から新たなプランや行動計画をスタートするために平成15年度と平成16年度の 2 カ年において行動計画策定のためのニーズ調査や量的目標数値の設定などを行うことが義務づけられたことにより、16年度に実施する分について債務負担行為を設定するものであります。次に、6 ページの（仮称）海田町福祉センター建設事業に係る額につきましては、入札に伴う契約金額の減などにより変更を行うものであります。

7 ページをお願いいたします。地方債の補正でございますが、7 ページから 8 ページにかけてお示ししておりますように、5 件の変更を計上しております。内容につきましては、歳入のところでご説明をいたしましたので、省略させていただきます。以上で平成15年度海田町一般会計補正予算（第 5 号）の説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。三浦君。

○2 番（三浦）2 番、三浦でございます。質疑をお願いいたします。まず、資料 4 の13 ページ、公債費のことなんですが、一時借入金利子200万円とありますが、これは 1 カ月に換算すると恐らく利息が 3 %として 8 億円の金額になろうかと思いますが、これの具体的な内容と申しますか、なぜこういうことが起こるのかわからないもので、質疑させていただきます。

それと、55号議案の第4条、先ほど20億円増額のご説明がありました、誠に申し訳ありません。あまりにも説明が早くて、私、理解できませんでしたので、もう1度ゆっくりとわかりやすく説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）まず、一時借入金の公債費の利子、資料の13ページの件でございますけれども、200万円を予定しております。これは、今回増額をお願いさせてもらっています20億円分の一時借入金の、それに伴う利息を予定しております。現在0.2%でもっての想定をしています。

それから、議案の方でございますけれども、20億円を増額し、30億円にするということでございますけれども、当初予定で10億円を計上しておりました。これをなぜ20億円増やして30億円にするかということだろうと思いますけれども、予算を当初計上しておるときでございますけれども、今年度の起債の総額が当初予算27億円程度を予定しておりました。この27億円につきましても、当初、私ども財政課でいろいろ協議する中で、27億円に対する起債が入るのが大体5月ごろになりますので、その間、資金繰りできるだろうかということで検討したわけなんですけれども、その間には一時借入金の10億と繰りかえ運用ができる、基金の繰りかえ運用なんです、現在、その段階で基金が10億円程度の繰りかえ運用ができるだろうという額の見込み、それから、通常の支払い等について4月、5月にわたっての支払いが可能だろうということを想定し、10億円で対応できるだろうという予測をしておりました。しかしながら、合併に伴う広島市との協議の中で、いわゆる合併をして消滅する団体においては出納整理期間がないということを経験し、3月までにはすべての一定の出納事務を終了しておかなきゃいけないということが出てまいりました。それを受けまして、各課の財務担当者、庶務担当者と呼ばしまして、予算の執行についての説明会を開きました。その中で、予算執行については広島市との合併もある程度見据えていかないといけないということを踏まえ、1月の末ごろまでにはできるだけ工事あるいは、通常の電気、水道関係の支払いは別としましても、一般的な業務関係についてはできるだけ1月中に終わるように指示をしておりました。そうした関係で、資金的に一時的な資金の不足が生じるということで、現在想定しておりますのは2月から3月にかけて資金のショートが来るのが予想されると。実際にお金は5月の中旬以降に起債として借り入れる予定をしておりますので、歳入歳出の決算上での赤字が出ることはありませんけれども、資金を業者等へ支払うための一時的な資金の

不足が出てくるということで、今回20億円の追加の提案をさせてもらっているという状況でございます。

○議長（前田）ほかにございませんか。佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。歳入の方からお尋ねいたしますが、先ほどの説明で、町税の問題で固定資産税約1億円近いものが評価額の低下によって減収になる見込みで減額をされるということですが、それだけの金額だけで減額になっているのか。ほかに要素が含まれているのではないかというような心配をするのですが、例えば徴収の不行き届きであるとか、あるいはこれまでの評価の若干の調定額の中で計算が違っていたとかというような、そういう懸念がされるので、それはまずどうなのかという問題です。

それから、4ページの財政調整基金の繰入の問題で、2億円余り返しておりますけれども、これに対する今年度末の残、大体見込みはどうなのかということをお尋ねいたします。

それから、町債の福祉センターの建設事業費の問題、これも歳出でありますけれども、実際16億前後のこういう福祉センターの中で、債務負担行為ということもありますが、4億1,257万円の減額をする。なぜこうなるのか、もう1度説明を求めます。

○議長（前田）税務課長。

○税務課長（畝）ただいまの質問の徴収に問題があるのではないかとということでございますけれども、固定資産税の現年度分のこの減額の補正については徴収というのではありません、賦課額になっておりますので、徴収についてはまた別の問題でございます。

それと、評価の所要の違いという点でございますけれども、確かに当初、11年度と12年度の評価がえの時期の下がり幅が1.4%でした。私どもの見込みの今回の14から15の下がり幅もいろいろ勘案しまして、やはりマイナスの1.4、3,700万ぐらい落ちるだろうということで見込みを立てて予算に上げたわけですが、その中で、先ほども話しておりましたけれども、内訳でございますが、家屋が5,360万ぐらい予算見込みよりは落ちております。土地については4,700万ぐらい落ちています。償却については若干マイナスで見込んだんですが、若干250万ぐらい増えておりますけれども、その中で土地については下落もございます。それと、私どもで少し甘かったなと、どうしても甘いと言われますけれども、甘かったなというのが宇部コンクリートの敷地でございますけれども、そこを前回の評価では前面道路、今の南道路ですか、矢野海田線になるんですが、あの道路でとっておったものを、その中に倉庫等が建ちまして、今、道路ができており

ます。その路線価の見込みを誤ったなというのは確かに私も反省しております。それと、家屋につきましては、評価がえで再建築費で経年減点補正というやり方をするんですけれども、その再建築費は予想以上に確かに下がったことが原因だと思われます。以上です。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）２点目の基金の残の件でございますけれども、財政調整基金で申しますと、今回、２億円余りの減額をしておりますけれども、これを合わせまして、年度末の予測でございますけれども、現段階で１１億４,０００万余りが年度末の残高になるものと見込んでおります。

○議長（前田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）それでは、町債の減額でございますけれども、これは当初予算で債務負担行為を含めた金額が１６億１,８００万円、それで、本年度の執行額が６億８,１２６万４,０００円で、これに対する起債充当率が７５％、これが５億１,０９０万円でございます。しかしながら、入札の結果、本年度の出来高が２億６,８６９万円と設定しまして、これに対する起債充当７５％で２億１５０万円になります。したがって、当初予算の５億１,０９０万円から２億１５０万円を引いた額３億９４０万円を減額するというものでございます。以上です。

○議長（前田）佐中君。

○１６番（佐中）再質問を。福祉センターの建設の事業費４億幾ら減額をしておるんですが、全体から見て２５％に当たるわけですが、なぜこんなに変更をされるのか。執行残として上がってきておる。私は今回のこの補正を全体から見て、数字の乱脈というんですか、かなり何千万というのが挙がってきて、果たしてこれでいいのかどうかというような、そういう感じが全体の予算の中から見受けられるんです。特に今回この問題が大きな数字が出ておるので、なぜこうなるのか、説明を求めるわけです。

○議長（前田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）これにつきましては、当初、予算編成時期に予算措置いたしました金額が１６億１,８００万円でございます。それに伴いましてから本年度の出来高、そして、それを想定しまして本年度、工事請負費に計上しましてから、その残りを債務負担行為として計上させていただいておったのはご承知のとおりと思います。それに対しましてから入札執行の結果、３つの工事、建築、設備、電気合わせて１２億１２０万円という金額で落札をしました。その結果、先ほど言ったような金額になって、今年度の組んでおりま

した工事費 6 億 8,126 万 4,000 円が本年度の出来高 2 億 6,869 万円、これの差引き 4 億 1,000 万を約減額するわけでございますけれども、この開きにつきましては、当初予算を例年 11 月、12 月に予算を組んでいくわけでございますが、この段階で実施設計の委託を昨年度やりました。その予算編成の段階では基本設計をたたきながら、その積み上げていった時期でございましたので、そういったコンサルの方で約 16 億円という金額が出まして、その数値を当初予算に計上したということでございます。そして、本年 3 月の中・下旬に実施設計の最終ができ上がりまして、それをもとに建設課の方で設計を再度たたきにいて、その額でもって入札させていただいたということで、最終的に 3 工事合わせましてから 12 億 120 万円という金額で契約させていただいたという状況で、その開きがこの結果でございます。以上でございます。

○議長（前田）佐中君。

○16 番（佐中）それじゃ、来年度にこの 4 億何ぼというような数字が挙がってくるんですか。そこら辺の、債務負担行為でこういう補正をずっとなさってくる、その理解が私ではきんのです。その説明をお願いします。

○議長（前田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）当初予算で、今年度でございますが、16 億 1,800 万円予算を組みました。そして当該年度、今年度ですが、これの工事請負費として 6 億 8,126 万 4,000 円組ませていただきまして、その残り 9 億 3,673 万 6,000 円、これを 16 年度を限度とする債務負担行為として組みました。そして、先ほど申しましたように、12 億 120 万円で入札しまして落ちましてから、これが契約金額になりますものですから、このうち本年度の出来高 2 億 6,869 万円になるべく、今回補正をさせていただくわけでございますけれども、12 億 120 万円、契約金額からこの 2 億 6,869 万円を差引いた工事金額、これが先ほど言いました 9 億 3,673 万 6,000 円の 16 年度を限度とする債務負担行為の額の中で 9 億 3,251 万円が来年度の当初予算の工事請負費として計上させていただくというものでございます。以上です。

○議長（前田）ほかにございませんか。崎本君。

○13 番（崎本）資料 4 の 10 ページ、工事請負費、入札執行残の 3,000 万とありますが、これは何ぼに対しての 3,000 万の入札執行残か、お願いします。

○議長（前田）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）先ほども財政課の方からも説明がございましたけれども、進入路、

あるいはテニスコートの夜間照明工事等の執行残でございます。

(「2つ分」と呼ぶ者あり)

○都市整備課長(朝倉) いいえ、たくさんあります。

○議長(前田) 崎本君。

○13番(崎本) 説明がちょっとわからんと思いますが、たくさんあるから、大体幾らに
対しての執行残かということを知っておるんです。中の一々言わんでも、大体ト
ータルで1億なら1億の執行残が3,000万かということ。いっぱいあるのはわかります。
工事箇所は何箇所、そういうたら、中はばれませんから、工事箇所は大体10カ所で、
3億なら3億に対しての執行残が3,000万です。そういう答弁をお願いします。

○議長(前田) 都市整備課長。

○都市整備課長(朝倉) 予算額は2億9,120万円の予算に対して執行額がそういうことにな
りまして、件数的には11件になります。

○議長(前田) 崎本君。

○13番(崎本) 私はちょっと、今の佐中さんの質問に関連いたしますが、今の私の考え
ですよ。私の意見がちょっと違っておるか違っておらんかはわかりませんが、ちょっと
確認いたしますが、今の執行残というか、予算とあれが違うものは、私の記憶にあるの
は今の工事請負入札の設計するときの時期と入札をやったときの時期の今の工事の価格、
部品の変動とか、その当時の例えば3,000万で予算を組んでおったものが、今の下落の何
だかんだで例えば3,000万が2,000万になったとか、そういう部分の格差が出たからこれ
だけの予算が違うという解釈で私は思っておるんじやが、それで間違いないか。あなた
のやったら、数字の観点ばかり言われるけんあれじやが、価格の違いというものはこ
れだけの開きが出たというのは、予算設計のときと入札をやるときの価格が今の現状
で備品や何じゃかんじやの価格の差もそれだけ出た。それに対しての差額がこれだけ出
たという解釈を私はしておったんじやが、今の説明とちょっと違うんじやが、ちょっと
そこを、建設課の方がようわかれ。

○議長(前田) 建設課長。

○建設課長(児玉) 確かに、崎本議員が言われるように、当初の概算工事費のときには、
ある程度の金額を出すに当たって実勢価格というものを考慮せずに概算工事費として出
してきております。それで、実勢価格に合わせて実施設計を組んだ時点において設計額
が決まってきて、ある程度金額が下がってきたと。それからまた入札執行において下が

ってきたと。その合計において今の金額で減額補正をしていただくということになろうと思います。

○議長（前田）中岡君。

○17番（中岡）今の続きですけれども、そういう段階を踏んできて4億幾らの執行残ということになるんですけれども、それは段階的に幾らぐらいの執行残になっておるのか説明してください。

○議長（前田）建設課長。

○建設課長（児玉）当初16億1,800万からの予算額につきましては、これにはいわゆる委託料も入ってきておりますけれども、その金額において予算額が一応福祉センターにおいて約10億5,000万、機械工事において3億8,000万、電気工事において2億5,500万近くになっております。それで、設計金額の関係は難しいんですけれども、その時点において約2億3,000万ぐらいだと思うんですが、はっきりした数字は今記憶にございませんが、それぐらいの金額の誤差が出てきて、最終的に落札しました金額は、今言ったように3件において12億何ぼというふうな数字になってきたと記憶しております。

○議長（前田）中岡君。

○17番（中岡）今ははっきりした数字がわからんということですが、手元にそのぐらいの資料を持ってきてもらわんと、質問をしても答弁が満足にできんようじゃ困るんですが。それと、11ページの小学校費の各小学校の執行残というのがあります。これは、この上に給食室の建替え工事の執行残がありますが、今、同時にクラブハウスを建設しよると思うんですけれども、その執行状況はどうなんですか。

○議長（前田）建設課長。

○建設課長（児玉）クラブハウスの工事の進捗率ということにつきましては約……。

○議長（前田）入札の執行のことを言いよるんです。中岡君。

○17番（中岡）だから、いわゆる金額的なもの、執行残がこれには出ていないけれども、どういう方法をとったのか。

○議長（前田）当初の設計と落札価格との差を。例えば10億で見積もっておって、8億で落札をしたと。そういうふうなことを聞きたいんです。社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木）海田児童クラブハウスの建設工事に関しましては残額285万出ております。285万の執行残でございます。

○議長（前田）中岡君。

○ 17 番（中岡）執行残というのはどこに入っておるんですか。これは海田小学校分入札執行残の中に入っておるわけですか。

○議長（前田）社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木）このたびの補正予算には計上しておりません。

○議長（前田）中岡君。

○ 17 番（中岡）それはなぜですか。

○議長（前田）社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木）予定よりも工事がずれ込みまして、設計が終わりまして、ただいま工事に移っていただいておりますが、まだ工事の変更あたりが出るかという心配をしながら今回挙げておらないという状況でございます。

○議長（前田）ほかにございませんか。宮坂君。

○ 11 番（宮坂）確認させてほしいんですけれども、9 ページで保健センターかな、広島市救急医療の負担金が必要なくなったということで未執行だったんですけれども、何か早口の説明で私もよくわからなかったんですけれども、これは舟入病院のことになるのかな。これはもうずっと要らないということでよろしいんですかね。

○議長（前田）保健センター所長。

○保健センター所長（臼井）この広島市救急医療施設利用負担金の件につきましては、今言われましたとおり、舟入病院の運営費負担金なんですけど、15年度以降については負担金を広島市の方が取らないというふうなことを決定しておりますので、今年度以降はないということでございます。

○議長（前田）ほかにございませんか。原田君。

○ 14 番（原田）55号議案の第4条、先ほども三浦議員の方から質問がありましたけれども、既定の一時借入金の額が今10億円、さらに20億円上へ積んで資金ショートというお話がありましたけれども、1月の時点で支払いを済ませたというようなことを言われましたけれども、最高で30億円の借り入れをするようなことがあるんですか。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）これは、先ほど申しましたとおり、最高限度額を30億円お願いするということで、現実、じゃ、どのぐらい資金ショートをするかということなんですけれども、通常出納室の方で、収入役さんの方で手持ち資金もございます。手持ち資金を入れてまして3月末ごろは二十三、四億程度の資金ショートになることを予測しております。

上限額として30億円をお願いしておるということでありますので、すべて30億円をそのまま一時借入れをするということではなく、資金ショートする時期時期に一時借入れを起こしまして資金を借り入れて支払資金に充当していくということでございます。

○議長（前田）原田君。

○14番（原田）最高限度額を例えば20億設定して、財調とか基金とかを運用しながらというような方法は全くできないということですか。23億ぐらいの資金ショートがある。そのためにさっきの歳出の方のところで一時借入れの利子の200万があったと思うんですけども、どうですか、20億でも無理ですか。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）現在既に一時借入れをするまでに当然ながら、利息が変わらない繰りかえ運用を行っております。この件については今の現状ある基金をもって繰りかえ運用を行って、なおかつ23億円程度、現在の推計でございますけれども、推測20億を超えて資金不足が出てくるということを想定し、あくまでも上限額としての30億円をお願いしているものでございます。

○議長（前田）ほかにございませんか。斎木君。

○9番（斎木）10ページの公有財産の購入費で、町道6号線の道路改良工事に伴う用地購入費ですよね。それで、どこらの位置を示しておるか、どこらの場所かを説明してほしい。

○議長（前田）監理課長。

○監理課長（因幡）三迫3丁目の西中央橋付近でございます。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論があるようでございますので、反対討論から行います。まず、反対討論があれば許します。中岡君。

○議長（前田）中岡君。

○17番（中岡）17番、中岡です。平成15年度海田町一般会計補正予算（第5号）について反対の討論をいたします。この15年度の一般会計予算は当初105億300万か600万で予算を組んで、しかも、合併を見越したということもあったんですけども、それなりの事

業をやらなければならないと思いますけれども、これが3月定例議会でいろいろ整理をした結果こうなるということであればわかりますけれども、12月段階で5億円もの減額補正をするということは異常であります。しかも、10億円の一時借入金を最高限度額の30億にするということについても、今説明を聞きますが、説明を聞いた中では一時支払いに困るということがあります。全体的に30億で間に合うのかどうかということもありますけれども、もっとほかにやりくりをすれば、方法はあるのではないかと。200万の利子補正をやっておりますけれども、町長が言うように、いわゆる報酬を減額してまで頑張ろうという気持ちになっておるときに、一時借入金といえども、20億の追加補正というのは異常ではないかと思います。したがって、この補正予算については反対をいたします。

○議長（前田）続いて、賛成討論があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）賛成討論はなしと認めます。ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第55号議案については起立による採決を行います。お諮りいたします。

第55号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田）ありがとうございます。起立少数。よって、第55号議案は否決されました。

暫時休憩をいたします。再開は追って通知します。

~~~~~○~~~~~

午後2時01分 休憩

午後2時36分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第7、第56号議案、平成15年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第56号議案、平成15年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成15年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、海田町公共下水道事前事後調査委託料入札執行残の整理等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ200万を減

額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,671万8,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、平成15年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。資料5、補正予算説明書の2ページをご覧くださいと思います。歳出でございますが、まず最初に、総務費の水洗便所普及費でございますが、貸付金を500万円補正するものでございます。水洗便所設備資金貸付金といたしまして当初予算で6,000万円上げておりましたが、貸付制度の利用件数が予想を上回り、6,000万円の枠内で対応することが難しくなっております。このため、500万円の増額をお願いするものでございます。内訳といたしましては、浄化槽廃止工事5件200万円、くみ取り便所改造工事6件300万円を予定しているところでございます。次に、事業費でございますが、公共下水道事前事後調査委託料の執行残として700万円減額するものでございます。続きまして、1ページをお願いいたします。繰越金を390万円増額し、委託料の減額に伴いまして事業債を590万円減額いたしております。

それでは、第56号議案をお願いいたします。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億8,671万8,000円とするものでございます。続きまして、第2条でございますが、議案3ページをお願いいたします。この補正は国庫補助に伴う整備事業費を債務負担行為補正し、事業を前倒して実施するものでございます。なお、債務負担行為の期間は平成16年度まで、限度額は2億3,000万円とするものでございます。次に、債務負担行為による工事箇所を資料6にお示ししております。資料6の1ページをお願いいたします。成本石原地区を整備する工事でございます。図に色をつけてお示ししておりますが、成本の東海田郵便局前から県道瀬野船越線を東に向かって口径200ミリの污水管を推進工法で400メートル、また同じく口径200ミリの污水管を開削工法で400メートル布設するものでございます。議案に返っていただきまして、4ページをお願いいたします。地方債の補正でございますが、先ほどご説明いたしましたように、下水道事前事後調査委託料の入札執行残の減額に伴いまして、流域関連公共下水道債の限度額を590万円減額し、限度額を6億1,660万円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があればこれを許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第56号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第56号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第8、第57号議案、平成15年度海田町国民健康保険特別会計補正予算については町長より取り下げの請求がありましたので、提案の前ですので、議長により許可をしております。したがって、日程第8は削除いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）続いて、日程第9、第58号議案、平成15年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第58号議案、平成15年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）。平成15年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、施設介護保険サービス、介護サービス普及費の増額等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ36万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ10億6,688万2,000円とするものでございます。内容については担当者から説明をいたします。

○議長（前田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）それでは、第58号議案、平成15年度海田町介護保険特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。お手元に第58号議案と資料8をお願い申し上げます。

資料2ページの歳出をお開きください。1款総務費の1目一般管理費でございますが、現在、介護給付費に関する審査支払事務を国民健康保険団体連合会に委託実施しております。このたび国保連合会は、国が実施いたします介護費用適正化特別対策事業といたしまして、介護給付費などのデータベース化の構築と介護費用適正化のためのシステムを開発し、保険者の市町村に対して給付分析結果を情報提供することで介護保険事業運営の適正化を支援することになりました。これらの情報はすべて電送方式によるもので、

国保連合会から送られてくるデータを受けるために電送環境を構築する必要が生じたものでございます。役務費の2万7,000円は導入いたしますパソコンをN T T回線に接続する回線工事費用でございます。次に、備品購入費の33万9,000円は電送環境構築事業としてノートパソコンの購入費用でございます。この整備にかかわる事業費36万6,000円はすべて国の介護保険事業費補助金で賄われることとなっております。なお、この電送システムの運用開始時期は来年の2月からでございます。

次に、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費の1目居宅介護サービス給付費の負担金補助及び交付金2,366万3,000円の減額でございますが、受給者の利用実績は伸びているものの、1人当たりの費用額が当初見込みを下回っておることによるものでございます。次に、2目施設介護サービス給付費の負担金補助及び交付金1,601万7,000円の増額でございますが、老人保健施設などへの利用実績が当初見込みを上回っており、保険給付費の不足が見込まれるため、増額するものでございます。次に、3目居宅介護福祉用具購入費の負担金補助及び交付金34万7,000円の増額につきましては、腰かけ便座など、福祉用具の利用実績が当初見込みを上回っており、保険給付費の不足が見込まれるため、増額するものでございます。次に、4目居宅介護住宅改修費の負担金補助及び交付金245万円の増額でございますが、家庭内の段差解消や手すりの取付けなどのサービス利用が増加していることから、保険給付費の不足が見込まれるため、増額するものでございます。次に、3ページに移りまして、5目居宅介護サービス計画給付費の負担金補助及び交付金140万3,000円の増額でございますが、介護認定者のサービス利用意向が高いことから、ケアプランの作成件数が増加して保険給付費の不足が見込まれるため、増額するものでございます。

次に、2項支援サービス等諸費の1目居宅支援サービス給付費の負担金補助及び交付金117万5,000円の増額でございますが、受給者の利用実績が伸びていることから、保険給付費の不足が見込まれるため、増額するものでございます。次に、3目居宅支援住宅改修費の負担金補助及び交付金57万1,000円の増額でございますが、家屋内の段差解消や手すりの取付けなどのサービス利用が増加していることから、保険給付費の不足が見込まれるため、増額するものでございます。次に、4目居宅支援サービス計画給付費の負担金補助及び交付金135万8,000円の増額でございますが、介護認定者のサービス利用意向が高いことから、ケアプランの作成件数が増加して保険給付費の不足が見込まれるため、増額するものでございます。

次に、4 項高額介護サービス等費の負担金補助及び交付金34万2,000円の増額でございますが、高額介護サービス受給対象者の増加によりまして保険給付費に不足が見込まれるため、増額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、1 ページをお開きください。4 款国庫支出金、2 項国庫補助金の事務費交付金でございますが、これは、歳出のうち1 款総務費の一般管理費でご説明申し上げましたが、電送環境整備構築事業の実施に伴う備品購入費など36 万6,000円に対する補助金として36万6,000円を増額するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ36万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ10億6,688 万2,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第58号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第58号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第10、発議第10号、「義務教育費国庫負担制度堅持」を求める意見書（案）を議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。

本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第10号について採決いたします。お諮りいたします。

発議第10号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、発議第10号は原案のとおりこれを決します。

ただいま議決いたしました意見書については、内閣総理大臣をはじめ、関係機関に送付いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがっ

て、会議規則第6条の規定により本日で閉会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

以上で、平成15年第12回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さんでございました。

午後2時50分 閉会